

速記録

吉野川水系河川整備計画【原案】公聴会 (下流域) 徳島市会場

日 時 平成20年2月14日(土)

午後 1時 0分 開会

午後 4時21分 閉会

場 所 徳島県建設センター 7階 鶴の間

〔午後 1時 0分 開会〕

1. 開会

○河川管理者

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。時間になりましたので、ただいまから「吉野川水系河川整備計画【原案】公聴会下流域：徳島市会場」を始めさせていただきます。私、本日の司会進行を務めます国土交通省四国地方整備局河川計画課長の岩男です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って進めさせていただきます。

まず初めに、傍聴者の皆様にお願いがございます。本公聴会の円滑な議事進行のために、事前にお配りしております「傍聴にあたってのお願い」及び「公聴会の傍聴規定」の遵守にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本日の公聴会の進行につきましては、議事次第に基づきまして進めさせていただきます。まず開会のあいさつの後、原案の概要説明、公述の進め方の説明を行いまして、その後、公述人による意見陳述を行っていただきます。閉会は17時ごろを予定しております。議事進行をご協力よろしくお願いいたします。

それではまず初めに、本公聴会の主宰者を代表しまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の新井田より開会のごあいさつを申し上げます。新井田調査官、よろしくお願いいたします。

開会挨拶

○河川管理者

皆さんこんにちは。ただいま紹介のありました、四国地方整備局河川調査官をしています新井田でございます。冒頭に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はお忙しいところ、吉野川水系河川整備計画に関する公聴会にご参加をいただきまして、どうもありがとうございます。この整備計画につきましては、ご案内のとおり、平成18年6月に素案を公表して以来、はや2年半以上が経過しております。こういった間、学識者の方々や住民の方々、また市町村長の方々、それぞれの立場から2700件にも及ぶ多くのご意見をちょうだいしました。こういったご意見を踏まえまして、平成18年12月には修正素案、平成19年10月には再修正素案、そして昨年12月には原案という形で、当初の素案に修正を加えてまいりました。

本日の公聴会は、再修正素案からの修正点に関するご意見を初めとして、ずっとこれまでちょうどいしてきましたご意見の再確認の意味も含めまして、公聴会という形で住民の方々のご意見をお聴きしたいと思っているところでございます。また、本日公述される方々以外の方々からも、これまでと同様にパブリックコメントという形で3月15日までの間、ご意見をちょうだいしたいと思っております。本日の公述内容も踏まえまして、ご意見をちょうだいできればと考えております。

公述人の方々からのご意見やパブリックコメントの内容につきましては、整備局のほうで整理をさせていただきますして、後日整備局としての考え方を付して公表させていただきたいと考えております。また、いただいたご意見をできるだけ反映した形で、その後、整備計画の最終案を作成していきたいと考えております。

最後になりますが、この計画につきましては、できる限り住民の皆様のご意見を踏まえたものにしていきたいと考えております。会場にお越しの傍聴の方々を含めまして、本日の公聴会が円滑に進行でき、実りある会になりますことをお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○河川管理者

ありがとうございました。

ここで、傍聴者の方々に配付しました資料の確認をさせていただきます。封筒の中に、今回ご用意した資料すべてが入っておりますが、その中に「配付資料一覧」がございます。また、スクリーンのほうに入る資料を映させていただきますので、いずれかを見ながらご確認いただければと思います。それでは、資料番号に従いまして、資料の確認をさせていただきます。

まず初めに資料1として「公聴会 議事次第」。それから資料2として「公述希望届出書」、これはいただいた公述希望届出書、すべての会場分をつけております。それから資料3としまして「傍聴にあたってのお願い」。資料4としまして「吉野川水系河川整備計画公聴会規則」。資料5としまして「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の公述規定」。資料6としまして「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定」。資料7としまして「吉野川水系河川整備計画 策定の流れ」。それから資料8としまして「吉野川水系河川整備計画【原案】の閲覧等について」。それから資料9として「公述人配付資料」、これは本日公述される方よりいただいた配付資料でございます。以上が資料番号のつきました資料でございます。

あと、資料番号をおつけしておりませんが「意見記入用紙」、はがきの付いた「意見募集チラシ（パブリックコメント）」「吉野川水系河川整備計画【原案】 - 要旨 - 」「吉野川水系河川整備計画【原案】（白黒版）」の以上が入っております。なお、原案策定までにいただきましたご意見に対する四国地方整備局の考え方の冊子につきましては、受付時に必要な方のみ配付させていただいております。

不足している資料、もしくは必要な資料がございましたら、お手を挙げていただければ、スタッフのほうがお伺いしてご準備をさせていただきますので、この場で遠慮なく手を挙げていただければと思います。

それでは、これから原案の概要等につきまして事務局より説明をいたします。

原案概要説明等

○河川管理者

徳島河川国道事務所で河川調査課長をしております村田と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

吉野川水系河川整備計画について説明をさせていただきます。国土交通省四国地方整備局では、河川整備計画の策定に向けて、学識者、流域市町村長、流域住民の方から35回の意見を聴く会などの取り組みにより、2706件のご意見をいただきました。このご意見をできる限り反映し、原案を作成しました。この原案に関して、流域住民の皆様の意見をお聴きするため、四国地方整備局では公述人を募集し、公聴会を開催することとしました。今日のご意見などについては、十分検討の上、できる限り反映した形で河川整備計画案を作成したいと考えております。

それでは、原案における再修正素案からの主な修正点を説明します。

まず1点目は、地球温暖化に対する取り組みについてになります。昨年6月に社会資本整備審議会より「二次災害分野における地球温暖化への適応策のあり方について」の答申がなされ、基本的な方向性が示されました。地球温暖化にともなう気候変化により、洪水、高潮、渇水リスクの増大、河川環境の変化などが見込まれており、今後吉野川水系においても適応策について、必要なものから取り組む旨を追記しました。

次に、修正箇所の2点目になるのですが、旧吉野川、今切川の浸透対策についてになります。旧吉野川、今切川などの堤防の安全性の調査を完了したので、浸透対策の記述を追加し、結果を反映しています。

3点目は地震対策についてになります。将来発生が予想される東南海・南海地震などの大規模地震などに対する整備の考え方を明確にするため、河川整備計画の大規模地震箇所を修正しました。

次に、河川整備計画原案の要旨について説明いたします。お手元に原案の要旨をお配りしていますので、そちらもご覧いただければと思います。吉野川の概要につきましては、時間の関係もあり、説明は省略させていただきます。

まずは治水の現状と課題、洪水対策について説明いたします。

吉野川はいまだ12キロが無堤の状況にあり、このような地区では吉野川のはん濫による大規模な浸水被害の発生が危惧され、平成16年10月の台風23号時には、無堤地区で甚大な被害が発生しました。このため、早期に堤防の整備を促進し、無堤地区の解消を図ることが急務となっています。堤防整備済み区間では、過去から漏水が頻発しているため、堤防の決壊などによる甚大な被害の防止に向け、計画的に対策を図る必要があります。また、内水による浸水被害も発生しており、内水被害の状況に応じた対策を図る必要があります。

大規模地震などへの対応については、排水ポンプ場の機能低下や河口部の堤防沈下や、排水門の操作の支障にともなう浸水被害が危惧されています。これまでに、河口部の堤防や排水門について、遠隔操作設備の整備などを実施しており、今後も耐震補強などを行うことが必要となります。

旧吉野川、今切川では、昭和36年の第2室戸台風時に高潮による大規模な浸水被害が発生し、平成16年の台風23号では、中流部を中心に川沿いの無堤地区で浸水被害が発生しました。旧吉野川、今切川の堤防整備率は34%程度と著しく遅れており、洪水・高潮によるはん濫被害の防止に向けて、堤防の整備が急務となっております。

堤防整備済み区間における浸透対策については、旧吉野川では増水時に漏水が確認されているため、今後の増水時の状況を注視して対策を図る必要があります。大規模地震などへの対応については、旧吉野川、今切川は地盤高が低く、緩い砂質土で構成され、液状化により堤防が沈下しやすいことから、潮位、津波などによる浸水の被害を受けやすいという特徴があります。そのため、地震による堤防沈下と地震後における浸水被害の防止、軽減に向けて、耐震対策などのハード面と合わせて、ソフト面での対策を図ることが重要になります。

河川の維持管理については、河道は局所的に土砂堆積、樹林化が生じ、洪水の流下への支障が生じるおそれがあるといった課題が、旧吉野川では外来生物であるホテイアオイ

の繁茂などの課題があります。そのため、モニタリングを定期的を実施しており、今後も河道の適正な維持管理を実施する必要があります。

排水機場などの施設については、老朽化が進んでいるため、洪水時に確実な操作を行えるよう、監視や点検を継続的に行い、その都度補修を実施しています。不法占用、不法行為に対しては、許認可事務を適正に実施するとともに、地域住民と連携を図り、河川巡視などによるきめ細やかな管理を続けていく必要があります。

ダム管理における現状と課題としては、早明浦ダムでは、計画最大放流量を超える放流の実施を余儀なくされた経緯があり、治水機能の向上を求められています。また、柳瀬ダムでは当初の想定を超える量の土砂が堆積しており、堆砂除去などの対策を、検討実施しています。

浸水被害軽減策及び危機管理については、計画規模以上の洪水発生の可能性や、地球温暖化にともなう気候変化による洪水高潮の増大などに対して、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とする適応策の実施に努めていく必要があります。

続きまして、河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題について説明します。吉野川は四国四県で利用される重要な水源となっています。下流の流量が少なくなったときには、早明浦ダムから必要な水を補給することにより、下流の流況を安定化し、水道用水、農業用水、工業用水などの安定供給を図っています。早明浦ダム、銅山川ダム群では、頻繁に取水制限が実施されていることに加え、今後地球温暖化にともなう気候変化による渇水リスクの増大が見込まれることから、さらなる関係機関の連携、合理的な水利用に務め、四国四県の発展に必要な水の安定供給を行う必要があります。

水質について見ると、吉野川ではいずれの区間も環境基準を達成していますが、下水道整備の遅れなどにより、水質悪化が懸念されています。ダム湖では水質は良好と言えますが、一部のダム湖で淡水赤潮が発生することもあり、水質、底質の動向を監視していく必要があります。

吉野川では、外来生物のシナダレスズメガヤの繁茂によるれき河原の消失や柳類の樹林化にともなう水際の直立化による水際のなだらかな連続性の消失、外来生物による在来生態系への影響が懸念されています。一方、絶滅危惧種などの特定種が確認されており、水際環境の保全、再生に向けた取り組みが必要です。さらに近年、地球温暖化にともなう気候変化の及ぼす河川環境の変化が懸念されており、今後モニタリングの強化などに取り組む必要があります。吉野川の河川景観は、地域社会の歴史の中で形づくられた特徴的な

景観となっています。今後も河川の利用形態などを考慮した河川景観の維持、形成に向けた取り組みが必要です。

さらに、河川空間の利用という観点から見れば、河川空間が身心両面において健康の維持に重要な役割を果たしていると言えます。今後も多くの人々がよりいっそう川と親しむことができるよう、人と川との触れ合いに関する施策について取り組む必要があります。

このような現状、特徴、課題などを踏まえ、安全で安心できる吉野川の実現、河川本来の自然環境を有する吉野川の再生、地域の自然景観、社会環境に調和し個性ある吉野川の創造、この3つを河川整備の基本理念として、関係機関や地域住民との情報共有、連携の強化を図りつつ、治水・利水・環境にかかわる施策を効果的かつ総合的に展開します。

本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に沿って、吉野川の総合的な管理が確保できるよう、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるもので、対象区間は吉野川水系の国管理区間、対象期間はおおむね30年となります。

この基本理念にのっとり、要旨の11ページ以降でそれぞれの項目について目標を定めています。

洪水、高潮などによる災害の発生の防止、または軽減に関する目標としては、洪水を安全に流下させるため、吉野川については戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を負わせた平成16年台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とした整備を実施します。

旧吉野川でのはん濫被害軽減に向けた対応としては、戦後最大流量を記録した昭和50年台風6号と同規模の洪水や昭和36年6月第2室戸台風と同規模の高潮に対し、旧吉野川、今切川のはん濫による浸水被害を軽減することを目標とした整備を実施します。そのほか、浸透、侵食への対応など、それぞれの項目についても目標を定めています。

続いて、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標です。まず、河川水の適正な利用を図るため、流水の正常な機能や水利用の現状を十分に考慮し、関係機関との調整を図りながら、その適正化や合理化に努めるとともに、渇水時の被害を最小限に押さえるための対応策について検討します。

河川環境については、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ、表で示したような取り組みを進め、良好な自然環境の保全に努めます。また、モニタリングなどにより、自然環境を把握・評価し、必要に応じて自然再生事業などを関係機関、地域住民と連携しながら行います。

河川空間の利用については、人と川との触れ合う場などについて、河川環境との調和を図りつつ、よりいっそう川に親しむことができるように努めます。関係機関や地域住民などと連携して、人と川、地域と川との共生環境を築き、人と自然の交流の促進に努めます。以上が河川整備の目標に関する事項になります。

ここから、目標に対して実施していく河川整備の内容について説明いたします。吉野川の洪水を安全に流下させるための対策としては、岩津地点において河道整備流量 1 万 6600 m^3/s を安全に流下させる河道断面を確保するために、堤防などの整備を実施します。また、堤防などの整備を実施してもなお流下断面の不足区間では、河道の掘削、樹木伐採などを行い、必要な流下断面を確保します。浸透については、漏水被害の発生した区間を優先的に整備し、そのほかの漏水区間においても被害状況を注視しつつ、現在の堤防が有している安全度などを総合的に判断して対策を実施します。侵食については、被災の状況を注視し、被災履歴、被災規模、現在の護岸の安全度、背後地の社会的条件から総合的に判断し、必要な箇所に対して侵食対策を実施します。

内水対策については、被害の軽減、拡大防止のため、ハザードマップの公表などのソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行います。また、内水はん濫の状況に応じて機動性がある排水ポンプ車を配備します。

地震対策としては、東南海・南海地震対策なども含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、ある程度の損傷を許容することも考慮しつつ、河川構造物の影響を検討し、津波などによる浸水被害が懸念される河口部の堤防、国管理の排水門などの河川管理施設に対して必要な対策を実施します。また、地元自治体と連携して、減災に向けたソフト対策を実施します。

高潮などの対策については、浸水や越波による被害の防止、軽減のため、被害実績を考慮し、必要に応じて関係機関と調整を図りながら高潮堤防などの整備を実施します。

また、上流ダム群の洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダム、柳瀬ダムでは低い貯水でも確実に放流できるよう施設を改築し、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させます。池田ダムにおいては、河道整備流量の安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において堤防の新設、宅地嵩上げなどを行います。この図は原案の要旨の14ページに載っているものですが、堤防の整備を実施する区間などを示したものです。こちらは河道の掘削を実施する区間などを示した図になります。

続きまして、旧吉野川で実施する整備の内容について説明します。

洪水、高潮などによる浸水被害を軽減するための対策としては、大寺地点で河川整備流量 $1000\text{m}^3/\text{s}$ の流下に対して、市街地などへの大規模なはん濫が想定される区間について、堤防の整備や水門などの新設、河道掘削などを実施します。

浸透対策については、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会的条件などから総合的に判断し、浸透対策を実施します。

地震対策については、河川構造物などの損傷、浸水被害を防ぐため、当面、地震、津波の影響が比較的大きい下流部において、築堤などの実施と合わせて、地震等に対する耐震対策を実施します。また、地元自治体と連携して減災に向けたソフト対策を行っていきます。この図は原案の要旨の16ページに載っている図になりますが、堤防の整備を実施する区間などを示したものです。黄色の線で記した浸透対策必要区間については、堤防の安全性の調査を完了したため、原案でその結果を反映しているものです。また、16ページの下図には、河道の掘削、耐震対策を実施する区間を示しております。なお、河道掘削については、下流部では堤防の整備を実施しても流下断面が不足する区間において、上流部では無堤地区における家屋浸水被害をおおむね解消することを目的として実施します。

続いて、吉野川、旧吉野川の防災関連施設の整備内容になりますが、水防活動などを支援する機能をあわせ持つ拠点、避難場所として河川防災ステーションを整備します。また、排水ポンプ車などの作業場の整備、さらに側帯の整備、光ファイバー網などの整備を進めていきます。

動植物の生息、生育、繁殖環境の保全、再生については、れき河原の保全再生に向けて、外来植物のシナダレスズメガヤの侵入、拡大の要因となる河道内樹木の伐採を実施します。さらに、水際のなだらかな連続性が消失している場所では柳類を伐採し、また洪水の安全な流下の支障となっている箇所や吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所において樹木管理を行います。河川空間の整備と適正な利用を図るため、河川利用の推進と体験活動の充実を図り、魅力と活力ある地域形成のため、地域と一体となった空間整備を行います。

ダム貯水池周辺整備については、関係機関と連携して、ダム環境の整備や利便性の向上などを図ります。

河川の維持管理としては、定期的にモニタリングを行い、河道状況の把握に努め、必要に応じ、河道整正や樹木伐採、護岸の補修などの措置を実施します。

堤防、護岸、施設の維持管理については、巡視や点検などを行い、必要に応じ、適切

な補修を実施します。

許認可事務については、河川法などに基づき、適正な処理を実施し、地域住民及び関係機関との連携、協働によるさらなる河川美化に努めます。さらに、不測の事態に対応するため、水防資器材の備蓄を実施します。

ダムの維持管理としては、上流ダム群の統合管理により、流域全体の視点に立った効果的な流量調整を行います。また、ダムや水文観測所などの河川管理施設の適正な管理、貯水池機能確保のための流木処理や堆砂対策などを適切に行い、除去した流木や土砂は可能な限り有効利用を図ります。さらに、貯水池内の地滑り活動の監視を継続し、必要に応じて適切な対策を行います。浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、関係機関相互の情報共有・連携強化を推進し、河川情報の収集・提供や水防団との連携なども支援・協力を実施します。

また、今後地球温暖化にともなう気象変化により激化する水災害の対応として被害の最小化を目的とする適応策について、必要なものから取り組んでいきます。例えば、緊急時には適切な組織体制をとり、洪水予報の発令や報道機関を通じた地域住民への情報提供などに努めます。また、各市町の洪水ハザードマップの作成、公表、改善、「まるごとまちごとハザードマップ」の推進など、水防体制や避難誘導體制の拡充、避難計画検討などの取り組みに対して、必要な支援、協力を行います。さらに、出水期前の重要水防箇所の水防団との合同巡視、水防訓練などにより、水防体制の充実を図ります。水質事故に対しては、迅速な流出拡散防止対策を実施するため、資器材の整備、連絡体制の強化、水質事故訓練などにより体制を充実します。増水などにより河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧します。特に大規模災害が発生した場合は、備蓄資材を使用し、緊急的な対策を実施します。

河川水の利用に対して、安定した取水と流水の正常な機能維持のため、河川の水量、水質の監視や既存の河川管理施設の適正な管理、利水者に対する指導など、適切な流水管理を行います。渇水時には関係機関や水利用者などと流況などの情報を共有し、円滑に渇水調整を行い、節水などの啓発活動を行っていきます。また、既存の水資源開発施設の有効利用を含めた異常渇水への対応の検討を行います。

水質の保全については、定期的な観測により水質の状況を監視し、良好な水質を維持するため、流域住民などと一体となった取り組みを実施します。また、早明浦ダムにおける濁水の状況を軽減するために、選択取水設備の運用や底泥除去を継続して実施するとと

もに、さまざま検討及び対策を今後も引き続き行います。

動植物の生息、生育、繁殖環境の保全に向けて継続的なモニタリングを行います。また、魚類、底生動物の良好な生育環境である瀬、淵の保全に努めます。河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史、文化などとの調和を図りつつ、その維持、形成に努めます。

河川空間の整備と適正な利用に向けて、身近な生活の場として人々に潤いややすらぎ、憩いを与え、人と人とが触れ合うことができる、快適な水辺空間を整備します。さらに、川に親しむ取り組みとして、環境教育の支援や地域住民と連携した河川愛護活動などの、地域住民の吉野川などに対する関心を高める活動を行います。

最後になりますが、吉野川流域が抱えるさまざまな課題を解決するため、地域住民、自治体、関係機関、河川管理者などが吉野川流域の情報を共有し、連携、協働して取り組んでいくことが重要です。

また、大学、研究機関、行政などが連携し、科学的に十分解明されていない事項の調査・研究に取り組んでいきたいと考えております。

以上で吉野川水系河川整備計画についての説明を終わらせていただきます。

公述の進め方について

○河川管理者

それでは、公述に入りたいと思いますが、公述に先立ちまして、公述の進め方についてご説明をさせていただきます。

まず、公述人の申込状況及びその選考についてご報告いたします。公述人につきましては、12月26日から1月23日の29日間の応募期間で、下流域、徳島市会場につきましては、受付総数が18名でございました。この受付総数18名の中から選考基準としまして、吉野川流域内の市町村にお住まいの方の意見であること、それから意見要旨及びその理由が原案の内容に関するもので論旨が明確な意見であること、流域内の意見の多様性や地域性などを踏まえまして、10名の方々を本日選定しております。この10名の方々に公述をお願いしております。なお、公述人の方々のお名前につきましては、今回個人情報保護の観点から、当方からは申し上げますので、ご了承ください。

次に、公述についての注意事項を申し上げます。資料にあります「吉野川水系河川整備計画公聴会規則」及び「吉野川水系河川整備に係る公聴会の公述規定」を抜粋して説明し

ますので、ご覧ください。公述につきましては、この公聴会規則及び公述規定に従い実施してまいります。

まず、公述意見につきましては、公述希望届出書で届け出ていただきました内容の範囲内で、吉野川水系河川整備計画【原案】に対する意見についてご発言をお願いいたします。公述人の方は決められた公述時間内で陳述をしていただきます。公述人の持ち時間は1人15分を予定しております。全部で10名の方の公述がありますので、時間厳守をお願いいたします。公述開始後12分で一鈴の合図を送ります。その後、15分経過後で再度二鈴の合図を行います。最後、16分経過後に三鈴の合図を送りますので、三鈴以降の発言につきましては、司会のほうからとめさせていただきます。公述人の方々におかれましては、これら注意事項を遵守し、円滑な会議運営にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日ご発言いただきました公述内容及び公述に関する配付資料につきましては、個人名、不適切な発言を除き、後日吉野川水系河川整備計画ホームページにて公表させていただきます。

最後に、傍聴者の方々についての注意事項を申し上げます。資料にあります「吉野川水系河川整備に係る公聴会の傍聴規定」及び「傍聴にあたってのお願い」をご覧ください。

会場内では携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。それから、会場内の撮影、録画、録音は行わないでください。公述人及び主宰者への質疑を含む発言や公述への批判、可否の表明、野次、拍手、私語などは行わないでください。プラカード等は出さないでください。会場内でのビラ、資料等の配付は行わないでください。これらの禁止事項や公聴会の秩序を乱す行為を行った場合は、その行為を中止させていただきます。また、傍聴者が中止命令に応じない場合には、公聴会の会場から退場を命じさせていただきます場合がありますので、ご了承ください。

ご意見、ご質問がある場合には、配付しております意見記入用紙、もしくははがき付きの意見募集チラシにご記入の上、ご投函いただければ、パブリックコメントとして取り扱わせていただきます。意見記入用紙につきましては、受付の回収箱へ投函してください。はがき付きの意見募集チラシにつきましては、3月15日までに郵送等で受付をしておりますので、期間内に応募いただければと思います。また、会場内は禁煙となっております。喫煙につきましては、会場を出て左側に喫煙場所を設けておりますので、そちらにてお願いいたします。それから、会場内では、飲み物の持ち込みは構いませんが、弁当等の飲食

は禁止をしておりますので、ご了承ください。以上が公聴会の進め方に関する説明でございます。

それでは、ただいまから公述を始めます。まず、公述人の方、壇上へお上がりください。傍聴の方々は準備がございますので、しばらくお待ちください。

公述

○公述人

本日は公述の機会を与えていただき、どうもありがとうございます。私は徳島市内に住む。〇〇といます。徳島市内の吉野川の河口で15年間、子供たちとかを集めて河口干潟の定期的な観察会をしたり、調査をしたり、それから河口干潟のおもしろさとか干潟の重要性とか、川と人のつながりのおもしろさとかを伝える活動をずっとしてきました。今日は、次の5つのことをお願いしたいと思って、意見を述べさせていただきたいと思います。

1つには、吉野川の河口の第十堰まで広がる吉野川の汽水域の保全を、河川と海洋との関係を明確にして、それで河口干潟が吉野川らしい流域の顔としてその価値を評価して、河口干潟を保全することを「努める」というのではなくて、もっと「保全する」ということを明確にして、それで具体的な保全目標を設定していただきたいと思います。

さらに、吉野川の河口をラムサール条約湿地として登録していただくように検討していただき、河川整備計画の中に環境保全目標とか管理計画を書き込んでいただきたいこと。よりよい吉野川を目指して、具体的には環境保全目標を書き込み、そのための情報集約とか住民の声を聴く場づくりをしていただきたいこと。それから、川と海のつながりを意識して、総合的な沿岸域の管理の必要性とか具体的な方策を書き込んでいただきたいと思います。

御存じのように、吉野川は194km、河口から第十堰まで広がる汽水域とそこに広がる河口干潟は我が国最大級のものであります。今では各地で姿を消しつつあるシオマネキなど、貴重種がたくさん元気に暮している場所です。県都の入り口にこういうすばらしい河口干潟の自然を持っているところは、きっと他にはないと思います。

これは吉野川名物のシオマネキです。これは魚のくせして水が嫌いなトビハゼです。全部貴重種です。こういうふうに、河口には広大なヨシ群落をともしなう場所が点々とあります。私たちは、干潟の観察会をしたり、学校の自然観察会を応援したり、それからコン

サートを開いたり、人形劇をしたり、そういう活動をしています。

2002年に徳島工事事務所が「よりよい吉野川の河川整備計画を目指して」というところで、流域のアンケートをされたと思うんですけど、吉野川であなたの好きな場所はどこですかという、そういう問いかけに対して「河口」が最も多かったというのが、やっぱり河口という場所が多く多くの市民から愛されてきた証拠だと思います。

それで、ここで皆さんにもお配りしているマップ、届け出の資料ですけど、資料の一番後ろに、吉野川の汽水域のマップをお配りしてあります。それは私たちが吉野川の汽水域の豊かな恵みをイラストにあらわしたものです。今、これに関してはもう少し印刷物として作成しているところですので、またいつか正式にお配りできるかと思います。

吉野川銀行というのも、皆さん聞かれたかと思うんですけど、汽水域の豊かな恵というのは、漁師さんとか農業の方とか私たち市民とか、たくさんの豊かな資源がそこにはあります。

吉野川の河口から第十堰までの14.5キロの間というのは、真水と塩水がまざり合う汽水域と呼ばれる場所ですが、その場所というのは日本ではもう最大級の場所です。こうやってシジミ漁とかアオノリ漁とかシラス漁とか、そういう生業を支えている場所です。私たちも日常で干潟の潮干狩りとかを楽しむ場所です。吉野川が生んだ最大の農業産物として、こういう藍の栽培がありますけれど、藍師の方の話に耳を傾けたり、それから藍の文化とかに私たちも触れ合える場所です。こうやって第十堰周辺では、サツキマスとかアユカケとか、多種多様な魚の生息場所とか繁殖場所になっています。

これはちょっと離れた場所ですが、河川整備計画の中には旧の吉野川、今切川というのが入っているかと思うのですが、それも含めて汽水域の恵みと考えれば、れんこん畑とか鳴門金時とか、吉野川の地形に合わせて漁業とか農業とかのさまざまな産業が発展してきたことがわかります。これが触れ合いマップです。これをよく皆さん見ていただいて、これも入れたらいいなとかいうのがあれば、また教えていただきたいと思います。藍があったり酪農があったりいろんな作物がとれたり、そういう吉野川銀行の恵みをあらわしたものです。河口にはウミガメが上がってきたり、いろんな絶滅危惧種と呼ばれている生き物たちも、もう吉野川の汽水域にはごくごく当たり前に見られています。

ここでラムサール条約を紹介したいと思います。ラムサール条約というのは、国際条約なんですけど、水鳥の保全だけと誤解されている方が多いかと思います。実はダムとか湿地とか、いわゆるウェットランドという水環境と、それと人の暮らしが健全であるという

ことを支える、うたっている、そういう国際条約です。その国際条約の中には、湿地の保全、まあ湿地というのはウエットランド、水環境ですけど、湿地の保全と再生、それからその中でワイズユースという賢明な利用というのがうたわれています。賢明な利用というのは、吉野川では吉野川銀行にあらわされるように、農業、漁業、それから私たちのやすらぎの場としてのそういう吉野川銀行というのがあらわされているかと思います。だから、吉野川の河口は国際基準を満たす、そういう貴重種の生息場所であるし、それからやっぱりワイズユースが今ちゃんと健全にある場所として、吉野川の汽水域を日本で最初の河川のラムサール条約湿地ということで、検討をしていただきたいと思います。

今、日本では、河口とか流域とか川の姿がどんどん昔から変わっていつているので、ラムサール条約とかウエットランドとか、そういう河川のラムサール条約湿地がないというのが現状です。吉野川を空間管理されている国土交通省では、環境省がラムサール条約を管轄しているということだけではなくて、やっぱり吉野川を日ごろずっと管理していただいている国土交通省の徳島の皆さんに、どうしても日本で最初の河川のラムサール条約にして、それで河口とか汽水域とかを保全していきましょうという、そういう管理計画を立てていただきたいと思います。

こうやって、吉野川の汽水域には、点々と干潟が広がっています。第十堰まで右岸、左岸側にこういう干潟があって、それで干潟という場所は漁場の良好な場所、漁場を支えている場所として、いろんな生き物のゆりかごのような、あと水とかを浄化する自然の浄化槽の役割をしているし、大気とかの循環、今地球温暖化とか言われていますけれど、大気の循環も支えている、担っているという大事な場所です。今、吉野川の河口にこれだけ大きな規模の干潟を持っているということは、私たちの宝物だと思います。それは吉野川銀行の一つの資源だと思います。こうやって吉野川は良質ののりを産しています。

それで、ワイズユースの一つとして、賢明な利用、環境教育として干潟ではさまざまな子供たちが楽しく遊び、干潟は環境教育の絶好の場所としてワイズユースされている場所です。これは河口のワイズユースかというふうにちょっと私たちも考えるところですけど、人間の便利さと引きかえにして、こうやって失われていくものというのものもあるのかなというふうに、ちょっと心配になっています。

その次に、情報集約と市民参加の場づくりについてお願いしたいと思います。というのは、河川法とか海岸法の中には、ちゃんと住民参加というのが盛り込まれて最近改正されました。これは先程の方からも言っていたんですけど、国土交通省の多自然川

づくりについては、その川らしい、吉野川らしい特徴を盛り込んだものということで、大変期待をしているところです。

このエコトーンということについて、一つ提案をしたいと思います。エコトーンというのは、水辺から、それから川の水から出ている場所からずっと垂直にある場所をエコトーンと言われているかと思うんです。そういう場所を、例えばこうやって親水公園にしたりして、なくなっていくということについては、私たちも心配している場面がいっぱいありました。それで、これは私たちが造った水辺のエコトーンですけれども、こうやって環境情報図を作成するということが大事になってきます。シオマネキの調査をしたりするという、私たちには市民の地道なデータというがあるので、こうやって市民と一緒に考える場づくり、環境委員会とか環境懇談会とか、そういう地域の声を聴く場づくりをしていただきたいと思います。

それと、沿岸域の総合的管理については、最近制定された海洋基本法の中でも、川と海のつながりを意識して、それで川を、汽水域を保全するというふうな、一体化した保全が盛り込まれています。国土交通省の汽水域の保全のとらえ方の手引書という中にも、汽水域がちゃんと位置づけられていて、保全をすることが明確にされているかと思います。

総合的な管理に関しては、こうやって吉野川では土砂がかつてどんどん流れ込んでいたかと思うのですけれども、上流から河口に向かって、それから海に向かってのそういう土砂管理を連続してやっていただきたいと思います。そのためには国土交通省の手引の中にもあったかと思うのですけれども、河口と海の地形の調査とか、そういうこともしていただきたいと思います。

それから、川の水ですが、現在環境用水が議論されていても、日本では海のための水の議論の権利がありません。やっぱり海に流れ込んでいる川というのでは、たくさんの命を育んでいます。それで、我が家のこの間の食事ですけど、漁師さんからことしのスジアオノリをいただけてきました。ことしのスジアオノリは物すごくにおいのいいスジアオノリです。それで、こうやってスジアオノリの生息には、真水がその香りと、それと色を左右すると言われています。このスジアオノリも吉野川銀行の一つです。吉野川銀行の元金をこれ以上減らさずに、やっぱり河口の汽水域とか干潟を流域全体で考えて、山から海というふうにつなげて、それでもっと具体的な環境保全目標を策定していただきたいと思います。それで、川と海をつなぐ吉野川らしい河川整備計画を期待しています。

これはスジアオノリですけど、皆さんに香りを味わっていただこうと思って持って

きました。また後で、お休み時間にでもおってください。ことしのスジアオノリはすごくいいです。吉野川銀行というのを、国土交通省も、それから私たちも一緒になって吉野川河川整備計画の中でよりよい吉野川を目指して、もっと具体的に書き込んでいただいて、みんなで一緒に考えていける場づくりをお願いして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

続きまして、公述人 の方、壇上へお上がりください。傍聴の方は、準備が整いますまでしばらくお待ちください。

準備ができましたので、公述人 の方、公述をお願いいたします。

○公述人

徳島の〇〇と申します。私たちは古い時代に生まれておりまして、先程のように画面を使って説明しますと非常によくわかるのですが、もう話をするという以外にできない古い時代の人間ではございます。

さて、今日は吉野川水系河川整備計画の公聴会における取り組みとして、私のささやかな意見を述べてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最近の水害というのは異常気象の関係もありまして、過去の記録に例を見ない豪雨となり、予想を上回る水害が各地で発生しておりますことは、これは皆さんもご承知のとおりであろうと思います。こうした水害は吉野川にとっても、実は人ごとではありません。今までに例を見ない大洪水がいつ発生しても不思議でないとは思っておるわけでございます。

大水害から流域の住民の安全を守る方法としては、いろいろあるとは思いますが、その1つとしまして、吉野川下流部の堤防を最長最大と言われるスーパー堤防で構築することができたならば、現在考えている中では、最も安全な方法ではないかと私は思っておるわけでございます。しかし、吉野川にこのスーパー堤防で造られるということは、諸般の情勢から見てみましても、非常に難しい問題でございまして、この話は夢また夢の話でございいます。

そこで現実的な問題になるわけでありますが、吉野川水系整備計画では、せめて100年に1度の大洪水が発生しても、流域住民が安心して暮せる河川の整備計画でなければならぬと私は思ったわけでもございます。そこで、まずは治水対策の問題でありますけれど

も、吉野川中流地区及び下流地区の旧吉野川、今切川などの無堤地区の築堤や旧堤防の嵩上げが何よりも急務であると考えておるわけでございます。

今回の吉野川整備計画では、中流地域や下流地域、旧吉野川、今切川を含む地域で20カ所以上の築堤あるいはまた嵩上げ工事が計画されております。さらに、河道の掘削、水の流れを阻害する樹木の伐採、侵食対策などの工事が行われるところも20カ所以上が計画されており、その上に内水面对策としましては、排水ポンプ場の増強計画もあり、これらの工事が施工されるに当たって、耐震対策も十分に講じられるような計画が示されております。したがって、今整備計画におきましてすべて施工されると、治水効果は飛躍的に増大するものと私は考えておるものでございます。

次に、利水対策の問題であります。最近では地球の温暖化等によりまして、渇水、干ばつ等々が頻発に発生していることもご承知のとおりでございます。特に吉野川においては早明浦ダムの枯渇が激しく、毎年のように利水制限が行われ、農業、工業の生産に大きな損失が出ておるところもご承知のとおりかと思えます。こうした状態が続きますと、農業、工業用水はもとより、節水の努力だけでは水道水の供給にも支障を来すのではないかと考えております。

また、この対策としまして当面考えられておりますのは節水の問題でございます。しかし、節水と申しまして、最近の生活様式は多量の水を使うような様式になっておりまして、例えば極端な話でございますけれども、トイレにいたしましても最近はほとんど下水処理でございますので、これがとまってしまうと大変でして、これを節水するというのも大変なわけでございます。このようにして、個人の家庭で節水を行うということにも限度がございます。

したがって、抜本的には水の安定供給のために上流部に水がめをもう1つぐらい造らなければならないことになるのではないかと思います。しかし、これは現実問題として難しいわけでございますので、この整備計画案を見ますと、今あるダムの堆砂、いわゆる砂ですね、上流から流れてきた砂を除去して、いわゆる貯水の容積を増やす方法がとられておるようでございますけれども、整備計画案にはこのように出ていまして、現在現実的にいける方法としては妥当な案であると、私はこの件についても考えておるものでございます。

最後にはなりますけれども、河川整備計画については、その川に生息する魚類が移動する場合に、人工の構築物が移動の妨げにならないような魚道の整備が必要ではなからう

かと思います。最近の魚道は紀ノ川大堰や長良川河口堰に見られるように、大変進化した、立派な魚道ができておるのでございます。これらに比較いたしますと、吉野川の今ある魚道は余りにも見劣りがするわけでございます。しかし、こうした古い魚道は整備し、川を美しくする水際の環境の保全、人と川の触れ合いに関する施策の推進、ダム、貯水池周辺設備の推進等々、吉野川整備計画に示されております計画が早期に試行されたとするならば、河川環境もまた大きく改善するものと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、治水・利水・環境等についての吉野川整備計画案は妥当な案だと私は思っておりますので、これが早期に着工されることを心より希望いたします。まことに簡単ではございますけれども、私の意見といたします。ご静聴、ありがとうございます。

○河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

続きまして、公述人 の方、壇上へお上がりください。

準備が整いましたので、公述人 の方、公述をお願いいたします。

○公述人

私は徳島市の吉野川南岸の下流域で生活をしておる者でございます。今回、吉野川水系河川整備計画原案に対しまして発言の機会をいただきましたので、私の見解を述べさせていただきます。

吉野川は全国的にも有名な暴れ川であります。洪水のすさまじさを物語る証として、流域のあちらこちらに遺跡や石像物などとして残されております。例えば、私の隣町である国府町の蔵珠院、その壁には慶応2年の寅の水の洪水痕跡が生々しく残っております。過去のお寺の過去帳にも見られますように、その被害の状況は大きく記録を残されております。このように、吉野川の歴史はまさに洪水と水害の歴史そのものであります。私たちの今日の暮らしは先人たちの尊い犠牲の上に成り立っていると言っても過言ではございません。

このため、流域の人々は近代的な堤防の建設によって洪水の恐怖から解放されることを長年の悲願としてまいりました。しかし、住民の必死の願いにもかかわらず、改修工事はなかなかはかどらないのが現状でございます。特に、岩津上流においては今も無堤地区が多く残されております。また、岩津下流においても、洪水によって堤防が危険になり、水防団の必死の活動によってかろうじて決壊を防いだこともあるわけでございます。お隣

の香川県は吉野川の水を利用するようになりまして、大変繁栄をいたしております。彼らは洪水被害を受けることはほとんどありません。一方、吉野川沿いで暮らす我々は、水の利用によって、漁業や河川の恵みによりまして得られるものがあるかわりに、洪水のはん濫被害も受け入れざるを得ません。このような不公平感は一日も早く解消する必要があると思います。

私は、吉野川の堤防の整備状況を全国の河川と比べてみました。その結果、何と全国水準から20%近くの遅れをとっているわけでございます。全国の整備状況は84%、吉野川は64%。一つの統計によるものでございます。人の命の尊さは、都会で住む人も吉野川沿いで住む人も同じなはずであります。現実には大きな格差が生じているということでございます。このような格差を生じさせないためにも、国が直轄管理をしているはずですし、そもそも水害から人々を守ることは最も根幹をなす重要な施策であります。国土交通省はもっと責任を持って、積極的に吉野川の改修事業を推進する必要があると思います。そのためには、一日も早く、河川整備計画を策定することが何よりも重要であると、まず最初に申し上げておきたいと思います。

次に、河川整備計画の中身につきまして、幾つか所見を申し述べたいと思います。

まず1点目は、治水対策をより一層充実させていただきたいということでございます。原案では、今後30年間で吉野川本川の無堤地区をすべて解消し、今後10年間で整備が可能な箇所を明示しております。この点につきましては、一定の評価をいたしますが、さらなる努力をお願いしたいと思います。河川改修には膨大な予算が必要とされますが、現下の情勢を見ると、国も地方も大変厳しい財政状況であります。今後は毎年投入できる予算も限られてくるのではないかと心配されております。そこで、少ない予算で同じ効果が発揮できますコストの縮減対策に真剣に取り組んでいただきたいと思います。同時に、投資した予算が早く効果を発揮するよう、整備手順に工夫を加えるなど、河川整備のスピードアップを図っていただきたいと思います。

2点目は、地球温暖化への備えを充実させていただきたいということでございます。記憶に新しい平成16年洪水が戦後最大洪水であったということは、最近のゲリラ豪雨に代表される異常気象を考えますと、想定を上回る洪水が出現することも念頭に置いておかねばならないと思うわけでございます。仮に、想定以上の洪水が、堤防から水があふれたといたしましても、堤防が決壊さえしなければ、人的被害や壊滅的な浸水被害からは免れると考えます。そこで、古い時代に造られました堤防については、質的な改良を加えまし

て、洪水があふれても決壊しない堤防になるよう、強化策を講じていただきたいと思います。

3点目は頻発する内水被害への対策であります。吉野川における浸水被害状況を調べてみますと、浸水した家屋の多くは内水が原因であり、近年、その傾向が強くなってきております。内水被害を軽減するためにもポンプ場の整備が不可欠であります。ところが、最近、国土交通省は土地利用規制をしない地域はポンプ場を設置しない方針であるように聴き及んでおります。これが事実なら、ポンプがある地域とない地域では大変不公平な扱いとなります。そもそも、ポンプが設置できていない理由は堤防整備の遅れが原因であります。それに対し、追い討ちをかけるような施策はいかなものかと思われますので、今後とも、内水被害の実情を十分調査し、ポンプ場の整備を推進していただきたいと思います。

なお、事前の意見提出の際に紙面の都合で記録できませんでしたが、森林整備に對しまして、少し意見を述べさせていただきたいと思います。適切に管理された森林は洪水の流出抑制、渇水時の水補給、森林土壌の流出防止など、多面的な機能がありまして、河川に對しましても一定の効果は期待できるとされております。私もそのとおりと思います。

しかし、現時点ではその効果を河川整備計画に見込むことには賛成できません。なぜなら、森林の持つ機能のほとんどはまだ定性的レベルにあること、また森林の多くは個人の所有財産で、保安林や自然公園地域など、例外はありますけれども、それを除けば、木材の処分も個人の自由ということになるわけでございます。仮に、森林の効果を過剰に見込んだ計画に基づいて河川整備が行われたとすれば、流域住民が水害を受ける危険性が深まることは当然でございます。今後は地球の温暖化にともなう気候変動によって、洪水と渇水の起こる頻度やその規模は拡大すると予想されております。森林の効果はその際の安全弁ぐらいに考えておくべきだと思います。

河川整備計画は今後30年先をにらんでおり、私たちよりも次世代のための計画であります。後世に安心してもらえる計画とするためには、現時点で考えられるリスクはできるだけ少なくしてほしいと思います。以上、申し上げました点につきまして十分ご配慮いただき、できるだけ早期に河川整備計画を策定されますよう、強くお願い申し上げまして、私の発表といたします。ありがとうございました。

○河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

続きまして、公述人の方、壇上へお上がりください。準備がございますので、傍聴の方はしばらくお待ちください。

○公述人

皆さんこんにちは。吉野川市在住の。。。。と申します。今日は、源流から河口までをつなぐ連続性の確保についてということで、公述をさせていただきたいと思います。

僕の吉野川への思いは、源流に落ちた落ち葉が海まで流れ出る、そして海から上がってくる魚が源流まで上がれる、そんな川になってほしいなという思いがあります。それで、今出ている写真は一条の瀬というところなのですが、秋になるとこのように落ち鮎漁の非常に盛んなところで、この吉野川らしい風景を後世まで伝えていきたいなと思っています。

そして、今日お話しさせていただく内容としましては、魚道の機能向上、それから護岸には伝統工法、住民意見を反映する仕組みづくりという3つの内容をお話しさせていただきたいと思います。

まず確認しておきたいことは、整備計画の原案が目指すものとしまして、治水・利水・環境、この3つの施策を効果的、かつ総合的に展開するという、そしてもし河川工事をしなければならない際には、河川全体の自然の営みを視野に入れる、地域の暮らしや歴史、文化との調和に配慮する。河川が本来有している生物の生息、生育、繁殖環境及び多様な河川景観の保全、創出を基本とする多自然川づくりに努めるという、このすばらしい理念のもとに行われるということに、私自身も非常に賛同しております。

まず1つ目の魚道の機能向上についてですが、吉野川には河川横断構造物、堰やダムというものがたくさんあります。今切川河口堰、旧吉野川河口堰、第十堰、それから柿原堰、池田ダム、本流だけでも上流に早明浦ダム、その上にも幾つかダムや堰があります。これは柿原堰です。この中央あたりに魚道が設置されています。これは池田ダムですね。池田ダムにはこのように魚道がつけられていまして、この部分ですが、このように階段式で折れ曲がったような形になっています。

これは高知県に入りまして、山崎調整ダムというものですが、ここには魚道が設置されていません。考え方という分厚い冊子の中でこの件については、高知県と電源開発に問い合わせたところ、現在のところ魚道設置の見通しは立っていないということで、30年間の計画の中にはこのダムに魚道を設置するということは記されていません。当然、直轄区間ではないので、国交省の管理の外だと言われてしまえばそこまでですが、

やはりこういうところに働きかけて、その河川全体の営みというものも意識してもらいたいなと思います。

続いて早明浦ダムです。これは高さが106メートル、ビルにすると約27階建てとなるような、非常に大きなこういう構造物が吉野川にはあります。そして、河川横断施設について、私自身は、やはりダムであったり堰は川の物質循環を遮断するものであると考えておりまして、魚や自然環境に必ず影響を与えるものであります。そして、これは国交省の魚が上りやすい川づくりの手引というところにも、人間の活動によって魚の生活は阻害される、ダムや堰等の河川横断施設は魚の分布や生活に決定的な影響を及ぼすことがある。それを改善するための方法の一つが魚道であると書かれています。

それで、今回の整備計画の原案ではどうかといいますと、移動の連続性がおおむね確保されている。これの理由としましては、アユの遡上が確認されている、それから他の魚種についても確認されているので移動の連続性が確保されているという、そういう結論に至っていると思うんです。このデータが平成11年以降しかないの、それ以前のものと比べてどうだったかということが、全くわからない。もっと言えば、例えば早明浦ダムができる前、池田ダムができる前の時代はどんな状況だったのかが全く記されていないので、私自身は、判断基準がないのに確保されているということは科学的ではないなと思います。

そこで、魚道についての提案としましては、過去の生息の状況、平成11年以前のものがないのであれば、聞き取りの調査をして、かつての川の姿というものを記録に残し、それを整備計画に掲載していくということが必要かと思います。そしてよりよい魚道、地域に合ったものを研究していく、新たな吉野川らしさというものを生み出していく必要があるのではないかなと思います。

私が高知県のほうに行ったときに、80歳を超えるおじいさんに伺ったところによると、早明浦ダム、池田ダムができる前の、そのおじいさんが子供のころ、小学生のころに、大川村という、もう源流にほど近いところですけども、その川でサツキマスをとって遊んでいた、それを食べていたと。つまり海から上がってきたサツキマスが源流まで遡上する、かつてはそんな川であったということがその話からわかります。そんな生態系の営みを、是非この30年間で取り戻すという整備計画になってほしいなと思っております。

2つ目には、護岸についてなんですけれども、現状の護岸工事、これは川内町ですけども、平成17年に施工された部分で、コンクリートの基礎のところは表面に石を張っている。こちらの下の方には、その護岸を守るための巨石が配置してあるわけですけど

も、これを見ると、自然に近い川岸とは言えないと思うんですね。ここは真っすぐだし、それから川岸に植物がないですね。続いて、これは徳島市の名田橋の南岸のあたり、これも平成17年の施工ですけれども、少し形は違いますけれども、コンクリートが基礎となっていてところに表面に青石を張ってあるという、こういうものなんです。これが多自然川づくりに基づいて行われているということなので、この多自然川づくりのあり方そのものが、もっと研究して吉野川らしいものを作っていく必要があると考えています。

これは鴨島町の西条大橋の上流の南岸側ですけれども、先程のとは少し工法が違っていて、袋詰めに玉石を入れて、そこにこういうコンクリートブロックを置いているような状況なんです。これは余り美しくないなと僕は思うんです。見た目もよくないですし、河川景観を考えたときに、吉野川らしいとは言えません。地域の暮らし、歴史、文化に調和していない、河川景観を保全していないと言えるのではないかなと思います。

それで、原案では、多自然川づくりを基本として、河川環境の保全に努めるとあるので、このあり方が問題になってきて、これまでどんな工事を行ってきて、それが果たして多自然川づくりというこの理念にのっとっているのかどうかということの反省をまずするべきだなと思います。

そこでどうすべきだというと、私からの提案としましては、吉野川の先人の知恵を見習って、まだまだ吉野川に残されている伝統工法を活用すべきではないかなと思います。今、吉野川の石井町、高瀬橋南岸のあたりでは、このように昔に行われた工事がまだまだ残ってしまっていて、地元でとれた青石と、それからところどころ松ぐいなんかも使っているのですけれども、非常にぐにゃぐにゃした風景になっていて、変化に富んでいますね。非常に大きな穴があったり小さな穴があったりするので、そこにコケや藻が育ってカニやウナギなんかが生息しています。そして、地元産のものを使っているので、非常に生き物に対しても優しいし、遠くから運んでくるという、そういう労力もそうですし、お金もそうですし、非常にコストも削減できるのではないかなと思います。

これは2つ目ですけれども、非常に風景として美しいなと思います。竹林や河畔林が吉野川らしい景観ではないかなと思います。

それで、護岸への提案としましては、先程申した先人が行ってきた伝統工法を調査、記録して評価を行っていく。これを整備計画に位置づけて、伝統工法を活用すべき。そんなすぐにはできないでしょうから、その成果を随時整備に生かしていく、そういうことをしてほしいなと思います。

最後に、これらの工事を行う際に、住民意見を反映する仕組みづくりをということで、どうしても工事をしなければならないとなったときに、するかしないかということも含めて、構想段階から住民が参加して、行政、それから専門家というもののこの三者で計画を作る。計画ができた場合に、またそれを再び三者で協議して実施という方向に移っていくべきだなと思います。

ということで、今日言いたかったことはそれだけなのですが、この整備計画づくりのあり方についてもう少し言わせてもらおうと、下流域の徳島市会場でやってきた「住民意見を聴く会」でこれまでずっと意見を言わせてもらってきたのですが、新しい河川法の理念を実現するためのテーマは、これまで全然議論できていなかったり、合意形成には至っていないというふうに、私自身は思っております。言いつ放しで納得のいく議論に至っていないものがたくさんある、なのに今回の公聴会に移ったということは、私自身は非常に不満に思っております。

この公聴会で住民の意見が言えるのは最後になるので、この公聴会のあり方にしても、まず質問できなかつたり、私が言ったことに対してのコメントもこの場でもらえなかつたりというようなことは、あり方としてどうなのかなと思います。そして、18件の意見希望があったというんですけれども、それだったら18件全部聴いてほしいです。問題なのは、その意見の取り扱いが国交省内部で行われているというところで、非常に不透明。どういうプロセスで私たちの意見が取り扱われているかがわからないので、そこを明らかにしてもらいたいなと。私はたまたま公述人に選ばれたので、もし選定されなかつたら、私自身納得いつてなかつたとは思うんです。やはり、30年間の川のあり方を決めるものなので、意見も言わせてもらえへんのかなと、納得いかなかったかなと思います。吉野川は共有の財産であるということを再認識してもらって、整備計画づくりに取り組んでももらいたいなと思います。以上で終わります。

○河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

公述人 の方、壇上へお上がりください。それでは公述人 の方、公述をよろしく願いいたします。

○公述人

私は鳴門市に住んでいます。と申します。私からは4点の意見を申し上げます。

まず初めに河川整備計画の早期策定、早期実施についてであります。吉野川河川整備計

画原案における治水対策を読みました感想は、実にさまざまな多くの課題が山積し、治水事業の立ち遅れが目立つばかりであり、吉野川流域住民が水害のおびえから解き放たれ、安全、安心して暮せるときはいつ来るのだろうかということでした。原案を見る限り、それは余りにも遠くて、決して行き着くことのない果てしない旅のようであります。にもかかわらず、我が国の経済、財政の状況は非常に厳しく、社会資本整備に投入される予算は年々減少しており、今後さらに厳しくなると考えざるを得ません。原案は過去10年間の予算投入実績をもとに、今後30年間の整備事業を見込んでいるようですが、果たしてこの計画通りにいけるのでしょうか。私は大いに疑問を持っています。しかし、それは四国地方整備局が頑張るという決意と受けとめ、逆に評価したいと思います。

いずれにいたしましても、残されている事業量は膨大です。とにかく今は少しでも早く整備計画を策定し、早期に実施に着手し、多くの課題に全面展開していただくことが重要であると考えます。しかし、10年もたてば、国の社会、経済、財政の状況、河川整備の状況などは大きく変化していると思われます。30年の計画期間は余りにも長過ぎます。そこで、計画は早く策定し、見直しはおおむね10年ごとに行うとしていただきたいというのが、1つ目の意見であります。

次に、内水対策を考慮した堤防整備についてであります。吉野川の内水対策については多くの自治体の市長、町長さんや流域住民の方々から強い要望、意見が出されておりますが、原案では30年間の内水対策は具体的には2カ所しか計画されておらず、これではほとんど何もできません、何もしませんと言っているようなものです。堤防整備済み区間ですらこのような状態でありますから、無堤防部の内水対策はいつどのようになされるのか、全く見通しがありません。岩津より上流部は下流部と違って、気象や地形の状況によっては外水被害とほとんど変わらないほどの深刻な内水被害も想定されます。堤防整備に今後さらに10年、20年、ところによっては30年も待たされて、その後も水害から解放されないのでは、地域住民の納得は得られないのではないのでしょうか。まずは堤防整備、次に被害状況を見て、内水対策というのが従来からの河川整備の手順であったと思います。

しかし、それは治水予算が潤沢にあった時代のことです。時代は変わりました。今は内水対策はもうできないという時代ではないのでしょうか。このような時代においては、杓子定規に堤防さえ手入れすればよいというものではないと思います。

私は、岩津上流のような狭くて非拡散型のはん濫区域でのこれからの堤防整備については、内水対策はもうできないという前提に立ち、当初から内水対策を考慮した堤防整備計

画にすべきだと思います。例えば、河床掘削は可能な限り広く深く行う。あるいは、堤防法線は霞堤とか導流堤のような考え方でできるだけ下流まで延ばす。あるいは川幅をできるだけ広くしたり自然の合流点が可能な限り緩やかとなるように、対岸の法線も含めて検討するなど、上下流左右岸バランスなどの大枠の許す範囲で内水が少しでも低くなるように、また外水が下がれば直ちに内水の自然排水ができるように、堤防整備の当初の段階で内水対策についてあらゆる工夫をすべきだと思います。

岩津上流のような狭い地域の水害関係者は限定されております。このような地域での河川制度は都市計画における地区計画のように地区の関係者と行政が十分に協議して計画を決定するという手法を応用すべきだと思います。

完成までに年月はかかるけれども整備レベルの高い計画とするか、あるいは整備レベルは少し落ちるが早く効果が得られる計画とするかなど、安全度の選択も含めて。さらに私は、森林整備とか流域治水とかは、吉野川流域の場合は非現実的、あるいはほとんど全く効果が期待できないと考えておりますが、そういうことも含めて、堤防の高さとか法線計画、内水対策など、いろんなことについて地域の関係者と行政が十分協議して整備方法を決定すればよいと思います。

実現性が乏しくなっている将来計画に縛られることなく、柔軟に対応し、その地域の状況に最も適応し、地域の関係住民が納得できる計画にすればそれでよいと思います。このように内水対策を最初から考慮した堤防整備を柔軟な手法でやっていただきたいというのが2つ目の意見であります。

3つ目に、流水の正常な機能の維持について申し上げます。吉野川の下流部から中流部においては広いれき河原が減少し、みお筋が固定・深み化し、河川水位が低下してきていると私は見ております。また、地下水位の低下や麻名用水の取水が困難になっているという意見も出されています。これに対して四国地方整備局の考え方は「利水の機能維持については取水を行う施設管理者が対応することになります」とか「川の形状については自然に任ずることがよいと思います」と述べています。この考え方は、さらっと読めば、環境に配慮したごく普通の考え方のようにありますが、吉野川とともに暮している者の立場から考えれば、いかにも冷たく、「川に入るな」「利水のことは自己責任でやれ」と言っているようであり、川と人とのかわりを再構築するという、国の河川行政の方針を無視しているかのようにさえ思われます。

麻名用水といえど、吉野川流域内の代表的な利水施設です。3000人を超える多くの関

係者は水害とたたかいながらも100年も前から吉野川の水を利用し、吉野川とともに生活している人たちです。台風の後では、取水口の前に貯まった土砂やごみ、あくたなどを取り除き、渇水ときには土砂をかき分けみお筋をつけるなど、施設管理者として努めてきております。

施設が完成してから約100年もの間、異常渇水を除いて、自然取水できてきました。それがこの10年ほど前から吉野川のみお筋が大きく変わり、その上河床も大きく低下してしまい、現在なお進行中です。そのため、取水が年々困難になってきております。必要量の半分もとれなくなっているようであります。このような状況でも川の形状は自然に任すのがよいのでしょうか。そうであるならば、河川管理の目的の一つである「流水の正常な機能の維持」を図るために定められる正常流量を増やさなければならないのではないのでしょうか。

また、吉野川水系河川整備基本方針によれば、河川の維持管理に関しては災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう、適正に行うとされておりますが、川の形状が原因で取水障害が生じていても、これで適切に維持管理されていると言えるのでしょうか。河床管理は誰がどのようにするのですか。すべて取水を行う施設管理者が対応することになるのでしょうか。

今、高松では四国地方整備局主宰で四国の水問題を研究しているようですが、異常渇水時に吉野川の水を何とかしようとしているようです。渇水も取水障害もともに自然現象です。吉野川の流域内で暮している人たちが365日、ふだんの取水に困っていることには冷たく対応して、流域外の瀬戸内地域の異常渇水に備えて格別の研究をしているということに大いに疑問を感じます。合理的水利用、広域的水利用、危機管理の観点などなど、いかなる大義名分を並べようとも、流域内で取水障害や地下水位の低下が生じている限りは、これ以上の分水強化には絶対反対であります。

河川法改正のきっかけとなった平成8年の河川審議会の答申では、流域を基本単位とした行政の展開が提言されております。流域の資源は将来にわたって流域住民によって優先的に利用されるべきです。流域外への分水量を削減し、吉野川や銅山川の正常流量を増やしていただきたいというふうに思います。流域住民の生活や産業の支えになるように、流水の正常な機能の維持について柔軟に対応していただきたいというのが3つ目の意見であります。

最後に、上流ダムの効果的洪水調節について申し上げます。ダム操作規則に定められた洪水調節方式は、通常、計画ハイドログラフをもとにしたワンパターンのみであります。これはダム上流の堤防整備済み区間の堤防の安全が確保されるようにダムで洪水調節するという事を主眼にしております。つまり、計画後の大洪水を主たる対象にしております。

しかし、ダム下流には無堤防地区など、安全度の低いところがたくさん残っているというのが現状です。そこで、安全度の低い地区に対し、ダムの洪水調節がより効果的になるように、あらかじめ発生頻度の高い中小洪水を対象とする洪水調節方式を策定しておき、気象状況によって複数の洪水調節方式を使い分けるという方法が考えられます。降雨予測が外れた場合の対応など、難しい問題はいろいろあると思いますけれども、ハードな河川整備が大幅に遅れる傾向にある状況では、ソフト対策で少しでも効果が期待できることは検討していただき実施していただきたいと思います。

以上4点、私が申し上げましたことはすべて河川整備計画の原案の文言をどうのこうの言うことではありません。実践の現場において、流域住民の生活や産業に少しでも役立つように、地域の状況に最も適合するように、そして地域住民が納得できるように、柔軟に対応していただきたいということであります。これで私の意見発表を終わります。ありがとうございました。

○河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

それでは、5人の公述が終了しましたので、ここで一たん休憩に入らせていただきたいと思います。今、手元の時計で2時40分を少し回ったところでございますので、再開は3時10分からとさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。3時10分までに、皆様会場にお戻りいただけますようよろしくお願いいたします。

〔午後 2時41分 休憩〕

〔午後 3時10分 再開〕

○河川管理者

時間になりましたので、公述を再開したいと思います。公述人 の方、壇上へお上がりください。

準備がございますので、少しお待ちください。

それでは、公述人 の方、よろしくお願いいたします。

○公述人

はい、ありがとうございます。徳島市から参りました。と申します。私は、森林の多面的機能を河川整備計画に生かすべきという観点で、意見を申し述べさせていただきます。吉野川水系河川整備計画原案によると、流域の森林は78.5%の面積を占めると位置づけられております。このうち、人工林は67%と大半を占め、この間には無視のできない問題であり、山の状態が河川に与える影響を考えるとなしに河川整備計画を策定することはできないという観点で、これからの意見を申し上げます。

国交省は森林の洪水緩和機能について、日本学術会議の提言により、中小洪水に対しては効果があるが、大洪水には効果が発揮しないとしております。森林の状態が洪水緩和機能に影響することを認めているのであれば、森林の状態や分布がどう影響するのか、その検証を河川整備計画に加えるべきであります。洪水緩和機能は健全な森林の状態をもって始めて作用するのであり、森林が適切に管理できていなければ、河川のピーク流量は目標よりも過大になることさえ、予測がされます。

吉野川流域では67%の人工林のうち、40%程度が放置人工林となっております。放置人工林が表層崩壊し、各地で土砂や流木が河川に悪影響を及ぼしております。このことは学識者からも首長からも指摘を受けているところであり、国交省は調査を河川整備計画に位置づけるべきと考えます。日本学術会議には、洪水防止機能、土砂崩壊防止機能、河川流況安定化機能などの定量的評価は可能であると書かれております。定量評価をし、森林の多面的機能を生かした計画に変更すべきと考えます。

ここでダム堆砂問題とダム管理に話を移したいと思います。少し河川整備計画原案から引用したいと思います。これは原案の素案によるダム管理の部分です。洪水調節について「吉野川における洪水調節は、吉野川総合開発計画の中核とされる早明浦ダムの役割が大きく、計画流入量 $4700\text{m}^3/\text{s}$ 、計画放流量 $2000\text{m}^3/\text{s}$ で、洪水調節容量は 9000万m^3 を有している。早明浦ダムは昭和50年4月の管理開始以来、81回（平成18年3月現在）もの洪水調節を実施し、特に平成17年9月5日の洪水においては、渇水により利水のための貯水量がゼロに近い状態になった早明浦ダムによって、洪水の全量 $2\text{億}5000\text{万m}^3$ の流水を貯留するなど、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムと合わせ、下流域の洪水被害の軽減に大きく寄与した。早明浦ダムは80年に1回の頻度で発生する洪水に対応できるよう、計画されているが、管理開始以来31年間で、計画最大流入量を超える洪水が4回発生し、そのうち2回は計画最大放流量を超える流水の実施を余儀なくされており、早明浦ダムの治水機

能向上が強く求められている。吉野川中流地点の池田ダムでは、平成16年に2度も計画流入量を上回る洪水が相次いで発生し、池田ダム貯水池周辺で、浸水被害が発生している。このため、白地地区及びイタノ地区について、堤防の新設、地盤の嵩上げ、家屋の移転対策を実施している。また、柳瀬ダムは、放流設備が高標高部のクレストゲートのみであることから、渇水等によりクレストゲート敷高（放流可能水位）よりも水位が低い場合に発生する洪水に対し、放流可能水位まで上昇するまでの間、放流できず、放流可能水位に達する頃には非常に大きな流入量となっており、ダムから急激な放流を余儀なくされ、下流に大きな水位上昇を招く恐れがある」。

次に、堆砂の状況です。「早明浦ダムでは管理開始直後の昭和51年台風17号の記録的な豪雨により、上流域で山腹崩壊が随所に発生し、多量の土砂が貯水池に流入した。また、その後も大きな洪水（出水）が発生する度に土砂が流入したこともあり、現在は当初想定堆砂量も上回っている。銅山川の富郷、柳瀬、新宮ダムでも同様に堆砂が進んでおり、特に柳瀬ダムでは計画堆砂容量（50年計画）の1.7倍に相当する量が堆積している。ダム貯水池への堆砂がこのまま進行すると治水容量や利水容量に多大な影響を及ぼすため、今後ともダム貯水池の土砂流入の抑制や貯水池内土砂の排除等の対策を実施する必要がある」とございます。

この流入土砂について、日本学術会議では森林の与える影響について明確にうたっております。そのことを引用したいと思いますが、その前にダムに対する世界的な評価が出ておりますので、世界ダム委員会の最終報告書の要点からご報告したいと思います。

「大規模ダムの建設は河川流域の生態系に悪影響を及ぼす。恩恵をもたらす場合もあるが、立ち退きを余儀なくされた住民を初め、流域に住む人々の生活にも大きな変化をもたらす。かんがいには目的を達成しない上に採算に合わず、発電では20%のダムが目標発電量の75%にも達せず、給水では25%のダムが目標量の50%以下にとどまっている。洪水調節では、かえって流域を洪水の危険にさらすこともあり、浸水・塩害・放水・決壊から生じる問題もある。

10%のダムでは堆砂によって保水機能が50%以下に落ちている。気象変動で降水量が増加し、ダムの耐久性を見直す必要が生じたと同時に、降水対策のあり方も抜本的な変更を迫られている。生態系は回復不能な影響を受け、希少種を含む動植物が絶滅に追い込まれた。河川を取り巻く複雑な環境に変化が生じると、外来種が繁殖し、在来種を押し退ける。砂や栄養分がせきとめられると、下流の湿地や河口に影響が及ぶ。魚類など、回遊性

を持つ生物の繁殖力が低下し、多様性が維持できなくなる。河口域の魚類や海水魚も影響を受け、漁獲高が減少する。鳥類への影響も不可避である。水門を追加した水の水質回復には時間がかかり、温度は100km下流でも元に戻らない。そのため、複数のダムが近距離に建設されると、影響が増幅する。貯水池から発生する温室効果ガスと気象変動の関係も看過できない。緩和策が機能しないのは、生態系への理解が不十分だからである。理論的に可能な緩和策が実際に機能するとも限らない。

ダム建設で恩恵を受ける層と影響を受ける層には乖離が見られ、貧困層や次世代が影響を受ける。悪影響をこうむる。地域経済の活性化は一過的で、雇用創出は代替案との慎重な比較検討を必要とする。将来の水資源とエネルギーの確保を考えると、まず農業では地表水の有効な活用が求められる。天水の利用や地域の伝統的水資源管理方法の尊重も必要である。水力発電に対する期待は低下し、代替エネルギーの中でも風力発電の開発が40%伸びている。給水についても需要の抑制が求められる。天水の利用、海水の淡水化、水の再利用も有効である。洪水対策では地域住民主導の包括的な対策を講じることである。

こうした選択肢を生かすには、透明性の高い意思決定プロセスと監視、評価システム、環境、社会政策の遵守を促す仕組みが求められる。多くの人々が参加し、納得できる話し合いが行われるべきで、信頼関係も重要である。公正な意思決定がなされればよい結果が生まれる。ダムがもたらした苦い経験を生かすには、新しい意思決定方法を採用するだけでなく、その方法の有効性を確信することであり、そのためにはこれまで明らかになった問題を直視することである。人権の尊重とリスクの評価がよりよい意思決定の前提となり、誰もが議論に参加し、何を話し合うかを決める根拠となる。初めは時間がかかっても後で効果があらわれる」。

これは世界のダム委員会最終報告から引用いたしました。

このように、既に世界的にダムについての評価がまとまっており、これからは構造物への過大な機能に偏重した計画は見直すべきであると考えます。ダムの堆砂問題についても、原案には森林整備は見込まれておりません。日本学術会議によると、土砂災害防止機能、土壌保全機能についても定量評価は可能であると明確に記載されております。このまま上流の森林を放置しては、むだな税金の拠出を招くのみならず、環境にも大きな影響を及ぼす事態となります。既設ダムの堆砂対策、そしてトラックで運び出すような土壌利用、税金のむだな拠出は抑えなければなりません。河川と森林は切っても切れない関係にあり、森林の適正管理なしには、河川の適正管理はございません。森林整備を整備計画に盛り込

むべきであると考えます。この30年、この流域の78.5%の面積を占める森林の対策を放置しては、異常気象のこれからを乗り切ることができないと考えます。

以上申し述べましたが、現在の整備は工事实施基本計画に基づき進んでおり、今回決める整備計画には過去の反省点に学び、新河川法に基づき、慎重に進めるべきと考えます。現在、さまざまな意見が出されておりますけれども、十分に反映されているとは言えず、このまま早急に計画を策定することには疑問を感じます。これからは新しい河川法、そして流域の住民の参加を初め、森林整備、それから環境、新しい観点を含めた整備計画であるべきだと考えます。このまま見切り発車することは公共事業への不信を招き、よい結果に至るとは思えません。よりよい吉野川のためにも、工事实施基本計画に基づく現在の整備は進めながらも、これから慎重に計画を進めるべきと考えます。以上、私の意見を申し述べました。どうもありがとうございました。

○河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

続きまして、公述人 の方、壇上へお上がりください。準備が整いますまで少しお待ちください。

○公述人

私は今切川の河口部分に接しました松茂町長原に住んでいます。〇〇と申します。そして、旧吉野川、今切川に接した松茂、北島、藍住町の3町で構成されている板野東部消防組合の消防団長をしています。ですから、旧吉野川水系には最上流まで堤防の構造をほぼ熟知しています。どういうふうになっておるのか。そういうことをこの場で申し上げてから、吉野川水系の整備計画について何点が意見を述べさせていただきます。

吉野川水系の流域住民が安全で安心して暮せるためには、河川の災害対策が重要だと考えております。吉野川整備計画の策定が、作業が進められていますが、現在牛歩のごとく進まない状態であります。素案が提示されたのが平成18年6月です。既に2年以上の歳月がたっています。今回は計画策定が最終目的ではないはずです。早く計画を決定し、すぐにでも工事に着手着工をしてほしいものです。地域の住民の生命、財産は守れませんよ。速やかな計画の決定を要望いたします。

次に、旧吉野川及び今切川について申し上げます。まず、今回の修正で吉野川本川に関して堤防整備が遅れている旧吉野川、今切川の堤防強化が盛り込まれたことは評価できると思います。特に、堤防整備区間を対象にした浸透対策の必要性が検討され、旧吉野川

左岸及び今切川の左右両岸に2.2kmの区間に浸透対策を実施するとされ、地域住民にとっては安堵するところであります。速やかに工事の着工をお願いしたいと。

ここで、済みませんが、旧吉野川、今切川の浸水想定図を出していただだけませんか。このように国交省は出しています。旧吉野川、今切川に。これが浸水するであろうと、どこで堤防が切れるかわかりませんが、これは旧吉野川、本流のことではないですよ、旧吉野川堤ですよ、こういうふうに切れてる。ほとんど整備されていない堤防ばかりなんです、これ。この人間が、住民たちが安心して、鳴門市、川内町、松茂町、北島、応神、藍住、板野地区、ここはいいですよ、このことが本当は一番大事なことですよ。この区間じゃないんですよ。ここらは住民は本当に不安で暮しているんですよ。これが一番です。今日来ている方、みんな話おかしいですけど、ここらの人、みんな浸水するんですよ。第2室戸台風で、みんな家が流れたり命をなくしたり、そういう方が出る。経験した方はわかるんです。これが一番怖いんです。それで、この本流に関していいましたら、この河川というのはほとんど整備ができてない。数%ですよ。こういうところを早く直してほしい。それで、安心して安全で住めると。

誰がこのときに、堤防を誰が直すんですか。いざ住民を避難させるんですか。ここでありました、ここでありました、そういうときに土嚢を積んだりいっぱいしています。我々は一生懸命、住民の命が一番大事ですから、尊いものですよ、命。これ、こういう図を出したということは、早く堤防を整備する計画だと思っんですけどね。そのために早くやってほしいというのが一番です。

皆さんよくわかってないと思う。自分たちの家、浸かるんですよ。この本流の堤防に比べれば、堤防はほとんど無整備なんです。私、歩きました。また、うちの団員もみんな歩いてます、どういう状態か。そのときに団員たちは何と言ったのか。「住民を早く避難させるにはどうしたらいいんですか」、こういうことばかり聞く。住民の命を守ることが一番です。こういうところもみんなこれ、浸水するんですよ。団員の家も浸水します。ですけども、やはり命を助ける、住民の命を助けないかと。これ、台風時ですよ。すごい台風時。ブンブンいってる、雨が降ると。そういうときにやっとなるんですよ。

この論議ばかりやってますけれども、これは何かということの一つも論議してないじゃないですか。それで、これは早く計画立てて、いつまでも計画ばかりではなしに、案をとって、着工ということですよ。住民が安心して暮せる、これが一番大事なことです。何が大事かと、命です。皆さん、いろんな意見を言ってますけれども、命要らないんですか

ね。命は要る人は、やはり国交省は早くやってくださいよ。こういうことばかりですよ。

本川のほうは一部あります。無堤は上流のほうにあります。その部分、あとはやはりこれですね。本流ではないところ、全く見放されてるんですよ、ここは。下板地区というのは。そこにどんどん人口が増えています。すごい人口いますよ、ここには。そういう人たちをやっぱり助けると、命を助けることを考えてほしいということです。

次に航空写真をお願いいたします。私が住んでいる町ですけれども、これ、見てください。川幅これだけなんです。川はこう流れているんです。これは怖いですよ。ここの住民、本当に怖いです。まあここは整備できました、ある程度。ですが、やはりここにこういうことがあります。それで、そこは今言うように、このあたりですね、ここですね、これですね、入りましたね、水が入りました。ここは鳴門市です。ですけれども、この水が入ったら北島へ来る。そのまま私のところの町まで入ってきます。

やっぱりこちらと同じです。これも同じです。入ってきます。やはり、こういうところは、川は蛇行しています、非常に。昔はまた河川の流れは違うかったかもわかりません。こういうところがあります。こういうところもあります。ここから吉野川も近い、本流も近いです。堤防はかなりできています。これ、こう入ったら下へ行きます。これちょっと上げてくれますか、ずっと、ずうっと行ったら、やはりこういうふうになっています。それである程度整備できています。できていないところもあります。こちらのほうも同じです。こういうところを早く作るというのが一番の目的ではないでしょうか。

いつまでも、くだらんといっちはおかしいですけれども、論議するばかりじゃないですよ。やはりここの人間の命は、国は命は必要でないと考えておるんだね。しないということは。いつまでも案のまま置いとくということは。2年もかかって案のままで。ここの人間は、あなた死になさいよと言っておるんかと。論議は、やっぱりこれですよと、この河川ですよ。これが怖いところですよ。

16年台風時、うちの団員たちはここのところ、風がびゅうびゅう吹いてるところで作業してました。これ、住民のために。またこっちも同じです。住民のためにやってます。これ、僕も先輩から引き継いでやってます。あそこに先輩がおりますけれども。やっぱり一番命です。次に財産です。

それで、先程マップこしらえまして、浸水想定図から各町、藍住、北島、松茂がハザードマップ作っています。これは何をするためですか、ハザードマップ。ハザードマップというのは、住民に、ここへ逃げなさいよ、ここは危ないですよ、浸かりますよと、おた

くの家は浸水しますよといった意味でハザードマップを作って、これから住民たちにどこに避難しなさいよということを説明して、これは誰がするんですか、そういう説明は。行政の誰ですか。行政は説明できます。いざのときは誰が避難さすか、誘導さすか、これを一番に考えなければ。ここに来てる人たちがみんなそれをやってくれるんですか。

やはり水防に携わっておる人間です。吉野川で水防演習やりました。一生懸命我々も、休みの日に休みたいなというのもあきらめて、日曜日、何回も行って、水防演習やったと。これはなぜか。やはり住民の命を守るためです。これが一番大事ですから。特にこういうふうに蛇行した河川を持つとる市町村は大変です。各首長さんも大変ですよ、これ。こういうことを最重要課題としてやってほしいと。旧堤、これ昔ありましたよね。それで今これできてます。どんどんやってくださいと、これを。論議する必要ないよ。とにかく命を守るためにやってください。みんな調べてください、早いこと。それで、住民が安心して安全に暮せる生活をしたいと。どういうふうに住民になっておるか。台風が来たときに、うちの家が流れへんか、うちの家は心配ないかと、こういう状態でおります。ですから、国は早く着工をやってほしい。早急に、あしたからでも着工をやってほしいんです。ということをお願いしておきたい。

それで、まあ先程言いましたけれども、今回の原案ではやはり旧吉野川、今切川に早期に整備することですけれども、何カ所か未整備が残ります。未整備が残ったところを次の計画で早く立ち上げてほしい。ですから、今回の整備計画は早急に可動して着工していただき、次の整備で未整備区間を直していただきたいという私の申し出、要望で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして公述人 の方、壇上へお上がりください。

○公述人

徳島市から参りました。と申します。私は、この今回の河川整備計画がなぜ必要となったのかというふうな観点から、出された原案についての意見を申し上げたいと思います。

それで、従来の工事実施基本計画に基づいて、先程松茂の方も言われていましたが、吉野川の流域におけるさまざまな整備計画というのは既にございました。それが、工事実施基本計画の中にはないけれども、これから本当に命を守り、そして未来の吉野川を守る

ためにどういうテーマが必要となったのか。こういう点に照らして整備計画のあり方が考えられなければならないと思います。そういう点から考えると、4つの新しいテーマが必要となってきます。治水・利水・環境目標、そして住民参加。この4つのテーマが本当に実りのある内容ができて、本当に将来の私たちの安全が確保できる、そういう背景について、これから少し考えてみたいと思います。

まず治水です。これは新しい整備計画の出発ではないか。自然現象には際限がないということを出発にするということです。いかなる大洪水であっても、被害をどうやって減らすのか。死者をどうやって出さずに済ませるのか。これが新しい整備計画のテーマだと思います。これまでの工事基本計画は、行政が70年に1度の洪水対応、100年に1度、150年に1度、こういうふうな想定したレベルの中でのみ対応していく。自然現象は際限ありません。それ以上のことが起こったときにはもうどうしようもない。こういうふうな形で、本当の安心というのは確保できないのではないかという反省の上に、新しい安全尺度が設けられたというふうに思います。

それから、利水については、出発点は何か。資源には限りがあるということです。これまで、どんどん高度成長の時代、水が必要になってくる。そうすればダムをどんどん造っていく。水は使い捨てです。出ていくことをほうっというてどんどん使っていく。もう行き詰まっています。そうしたときに、これからの新しい理念は何か。水の再生循環を、社会的にも、それから個人生活の上でも作っていく。そういうふうな仕組みづくりを整備計画の中で何としても出していけないことには、幾らダムを造ったって、どうですか、皆さん。渇水はなくなりません。ダムを造ってたくさん水ができればできるほど、渇水は起きている。こういうふうなイタチごっこを解消することはできないと思います。

そして環境。これも人の命か魚の命か、今までよく言われた。けれども、もはやそういう段階は過ぎています。生物多様性と言われますね、生き物の多様性はどんどんなくなっていつている。川においてもそうです。そうなってきたら、多様性がなくなることは、そもそも私たち人間の存在基盤自体がなくなってしまう。こういう事態を何とかしないとということから、環境目標を具体的に設定する、これが河川整備の目標にありました。

そして、今言った3つのテーマというのは、河川行政においてはこれまで経験したことがない、そういうテーマです。であるがゆえに、これは私たち地域の住民たちが関心を持ち、これに加わり、そして動く。こういう連携があって初めて知恵が生まれ、実際に対応できる。したがって、住民参画というのが、この3つの新しいテーマ、整備計画が実際

に動き出すためにはどうしても必要なことであると思います。

そういう観点からすると、現在出されている原案については大きな特徴がある。これまでの工事实施基本計画の中で営々と築き上げてきた堤防整備等について、つまり河川区域内での施設については非常に具体的です。けれども、新しいテーマについては努め、努力する。つまり具体的なロードマップがない。こういう大きな特徴がないでしょうか。わずか20年、30年先です。もしそのロードマップがなければ、恐らくは先送り、先送り。その間にあの23号台風を超えるような事態が来ても不思議でない。つまり、そういうふうな中で、この整備計画については不十分というふうに言わざるを得ないと私は思います。

それで、この間出されたいろんな意見の中で、150分の1から30分の1になる、これは安全が減るじゃないか。不安だと、そういう方はたくさんいらっしゃる。僕は誤解だと思いたい。けれども、当たっていると思わざるを得ないところがある。なぜか。そういうふうな安全の尺度の転換。これから治水をやるときの治水というのはどういう理念でやるのか。そういうことが書かれていないからなんです。到達点が書かれていない、将来像が見えない中で、150分の1から30分の1、当面やるんですと言われても、不安になるのは当たり前です。混乱するのは当たり前です。

したがって、まずはそのような吉野川の安全というのはこういうことを目標にして、どの段階にこれができてという新しい分野でのロードマップを何としても作ってもらいたいと思います。

もう一度言えば、新しい理念は、いかなる洪水にも対応する治水です。被害にもいろいろあります。けれども、死者だけは出さない。そういう治水です。そのためには何が必要か。もう明らかになっていると思うんですね。1つは、もし万が一あふれても壊れない堤防。質的に堤防を強化することが1つです。2つ目は、洪水はピーク流量が最も大きな威力が出てくる。そのピーク流量を抑えるさまざまな方策について、どれだけの手が打たれるかについて、早急に検討を始めることが必要です。これは土地利用もあります。

それから、森林の荒廃に対してそれがどうなのかということもある。そういうふうな河川区域外の新たなテーマに早急に踏み込むことによって、ピーク流量の抑制策を講じるべきである。そして、洪水が想定される土地利用についての計画、これを作ること。被害を減らすためにはどうしても必要です。あわせて、水防避難計画ですね。もう随分とみんな地域で頑張っておられる。そういうことについて、もっともっと国と一体となったような計画の見直しが必要です。

いずれにせよ、言えることは、これからそういう課題には、河道の、つまり川の中だけでは絶対に対応できない。流域全体で総合的な対応をしない限り、そういう新たなテーマについては対応できない。したがって、安全の公表、それから信頼性というのは上がっていかない。今までの工事実施基本計画の焼き直しになってしまうということになるわけです。今まで営々と明治以来続けられてきた私たちの先祖や先輩たちの、そういう実績がこれから地球環境の激変という事態の中で、本当に大きな転換を、今私たちはしなければ、そういう努力が無になってしまう、今回はその大きなチャンスだと思います。

原案の16ページに、明治40年から始まった第1期改修工事は吉野川流域に今日の発展をもたらした根幹的治水事業であったということが述べられています。僕はまったくそのとおりだと思うんですね。それで、これまでの治水事業をもう一度見てみたいと思います。その第1期改修工事までの明治初年の時期、これは、後にも出てきますが、国の工事というのは低水工事でした。それまで殖産興業で、近代国家建設のために、川というのは日本国内の運輸の動脈と位置づけられてきた。だからオランダから技術者を呼んで、全国の大河川について低水工事、舟運工事をやったんです。そして、明治29年になって新しく河川法ができた。それから国の治水対策は全面的に展開します。連続堤防を各地に造っていく。そうすることによって、吉野川の第1期改修は行われた。下流部の吉野川平野の姿は一変しました。そういう近代治水がずっと100年間続いてきた。

その間に、昭和39年河川法の改正がありました。ちょうど高度経済成長期です。水資源として川が位置づけられた。どんどんダムが造られた。そういう形で堤防ができればできるほど洪水のピーク流量が上がっていく。そういう矛盾も解決できると考えたんですね。ところが、いよいよ100年たって行き詰まった。つまり、造るべきダムをする場所がない。吉野川でも4つのダム計画があったけれども、造られないままです。つまり、そういう限界まであった、人間が川をいじる限界に来た。そういう中にあって、地球環境の激変が起こった。それでどうするのかということが、平成9年の河川法改正にも結びつきました。

そういう背景があって初めて整備計画の内容というのが考えられなければいけないことになったわけです。平成9年の河川法改正のもとになった、きっかけとなった、平成8年の河川審議会答申を、是非河川技術者の方、ご覧いただきたい。本当に熟読していただきたいと思うんです。この河川審議会答申では、この間の先祖たちの100年間の近代都市への営みについて、本当に真剣に総括をしている。一体何を求めていたのか、100年。2つあるんです。

1つは日本国内、常習的なはん濫をなくした。大きな成果です。そのことによって、経済社会の基礎を作った。しかしながら、その反面何が起こったか。潜在的な危険がかえって増えた。堤防ができればできるだけ、堤防を信頼して人家は川の周りに寄ってきている。そうやって町ができていく。無防備な町がどんどんできていく。そのときにもし計画洪水を超えるような事態が起こったら一体どうなるのか。そういうことが常に後回しにされてきた。

そして、もう1つある。70年に1回、80年に1回、100年に1回、どんどんと安全確率を上げたら安全になったような気がする。けれども、いつまでたってもその目標というのは達成できない事態が次から次へと起こってきてしまった。ということは、整備をすればするほど壊滅的な被害が増えていく。被害のリスクが増えていく事態が起こってきた。

ダムをどんどん造っていったけれども、たくさん水ができたような気がするけれども、湧水が同じような確率で増えていった。これは基本的に以前想定しなかったような新しい事態が生まれてきたわけです。

そこで、これまでの河川の枠内だけで考える治水方式を転換しなければいけない。何年に1回の確率をベースにした治水方式だけで安全を確保できないという結論に、河川審議会答申は立ち入ります。そして新たな治水方式が必要であるという結論を出すわけです。目標が何か。壊滅的被害を防ぐこと。最小の被害におさえること。そのために何か。2つあります。総合的な治水対策を講じること。流域治水ですね。そして、あふれても壊れない、そういう信頼性のある堤防に変えていくこと。つまり、こういうことがこの河川法の背景にあったわけです。整備計画が仮に器だとしたら、その中身、魂であったということを決して忘れてはいけないと思います。

だからこそ、住民参加、つまり住民たちが自分で関心を持ち、自分で考え、自分で動く、そういう住民参加がなかったら、こういう新しい治水というのは、新しい河川整備というのは、実際には機能しない、住民参画が不可欠であるというのが、この河川整備計画のベースのところですよ。

そういう観点からすると、1つだけ今の原案についての指摘をしておきたい。つまり、削除してほしいということ。これは15ページです。覚円騒動というのがあった。そこで国に反対したために工事が遅れて地域は後悔したという記載があります。これは大きな間違いです。歴史的事実と違っている。そして、何よりも国が地域住民をおどしている。こういうことは、これから新しい整備計画に載せるべきでないと思います。覚円騒動が起こ

った、国の事業は一体何か。低水工事です。経済政策です。そして、中止をして、遅れたのではありません。明治29年になって、43年から国の第1期改修が全国で行われる、さらに2年前に、吉野川の第1期改修計画を着手しています。全国で9番目に早い。これは国の舟運事業から鉄道網がどんどん整備され始めて、大きな運輸網の転換が起こったために中止されたんです。高水工事が始まったことが決まったから、だから吉野川の第1期改修工事が始まったんです。このような歴史の取り違いを入れることは是非やめていただきたい。

同じように、高地蔵についても、これはそもそも洪水遺産なのかという点については専門家の大きな批判がある。そういうふうなことから、これについても削除を要望します。

このように、整備計画の背負う課題というのは本当に大きいです。縦割り行政の中で、さまざまな壁がある。だからこそ、河川管理者の皆さんは言ってほしいんです。「私たち住民の生命・財産に責任を持つ側としては、何としても今の縦割り行政ではいけない」ということを、他の行政に対して言ってもらいたい。そういうところで住民と協働してもらいたいということを申し上げて、今後の整備計画原案から確定していくまでに、本当に今でなければできない課題に取り組んでいただきたいと要望して、終わりたいと思います。

○河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

続きまして公述人 の方、壇上へお上がりください。それでは、公述人 の方、公述をよろしくお願いします。

○公述人

私は旧吉野川の左岸の北島町の堤防から30メートルぐらいのところに住んでおる。と申します。機会を得ましたので、ただいまから当整備計画に対します私の意見を申し述べさせていただきますと思います。

当整備計画のスタートは、それまでの、いわゆる従来経過を踏まえた上で、第十堰の抜本的整備以外の整備を急ぎたいとの地元徳島県知事のいわゆる政策としての要望を受けての計画のスタートであると私は認識をしております。当整備計画については、平成18年8月5日土曜日、当場所におきまして、第1回目の下流域の意見を聴く会というのが開催されましてから、実に2年半の期間がたっておりまして、この間に流域を上・中・下流域に区分いたしまして、それぞれで3回ずつ現地説明会が行われ、意見を聴かれ、2回目、3回目につきましてはそれぞれの説明会で流域住民の方々から受けました意見とか、ある

いは要望事項を加味して、さらに積み上げて、修正計画として説明されております。また同時に、修正計画は関係自治体の市長あるいは学識経験者等にも同様に説明され、その意見、要望等も加味されて、修正が行われておるといふふうに思います。

このようなことで、流域住民や機関の要望や意見はもう出尽くしているという段階ではなかろうかと思えます。その間、可能な修正は十分に行われてきたのではないかと思います。

また別途に、堤防強化とか、あるいは外来植物駆除、それから河道内樹木管理等々の諸管理につきましても、専門委員会において十分な討議が行われ、当整備計画に折り込まれているものと、これも認識をいたしております。

反面、今回の整備計画が防災面での安全性レベルということから見ますと、先程もお話がありましたが、不完全なこともまた事実でありましょう。第十堰を置き去りにしていることはともかくとしましても、年超過確率が30分の1、まあこれは地域によっては多少の差はあるのでありましようが、いかにも頼りない数字であります。

しかるに、流域の現状におきましては、これ以下の、いわゆる30分の1以下の数字の地区が多々存在しておるのも、また事実でありましょう。したがって、まずはミニマムで30分の1までできるだけ早く年超過確率を向上させて、人道上の見地からも、この不安住民の安全、安心度を向上させよというのが、当計画の一つの骨子であろうと思われまます。

また、今回の計画では、利水面、あるいは環境整備面等々におきましては、議論の不足するところもあるのかもしれませんが、当計画が30年という非常に長い、要するにロング計画なのでありますので、適当な期間ごと、例えば10年ごとに見直しをして、修正をしながらこれらの面でもさらなる向上策を取り入れていく必要があるのではなかろうかと思っております。

ただ、現時点では角を矯めて牛を殺す、あるいは船頭多くして船山に登る、こういうことわざがございますが、こういう議論を繰り返す迷路に陥ってはならない。不安住民の気持ちに思いを馳せれば、そんな余裕はないはずであります。

当初から完璧な計画ができるわけがありません。30年の間やる計画を、この現時点で何の落ち度もない計画を確立せよ。そんなことができるわけがない。考えに考えた一世一代の自宅建設を考えてください。私事で恐縮ですが、私も実は、考えに考えて8年前に小さなうちを建てました。しかし、どんなに考えて造っても、住んでみれば不満点はいろいろ出てまいります。ああ、こうしているとよかったな、ああしておけばよかったというこ

とを言うと、それはそうやと、家なんか3回ぐらい建てなかったら満足なものはできませんわと、こういうふうに隣のおちゃんに言われました。これはまことにそのとおりなのかなと思うわけではありますが。

ということで、計画を完璧にするのも、もちろん現時点で考えられることを精いっぱい考えるのは大事であります、余りにも完璧度を追うというのも、時間ばかりのむだになるということが言えるのではないかなと言えます。

現在、政界世論におきまして、政治主導であるべきだとか、あるいは官僚主導であるべきだとか、あるいはさらにもっと民間主導でやるべきとか、いろいろなかまびすしい議論がされておりますが、主導権、疎外論、こんな係争は全く意味がないというのが私の思いであります。

日本は議会制民主主義の国であります。これは何かといいますと、そもそも主権在民憲法ですから、主権は在民で民間が持っているわけですから、権利は民間が持っている。かといって、民間が政治をするのではない。これが議会制民主主義。したがって、我々は議員の先生方にその政策としての実行をいろいろお願いするためにその方を選んでいるわけです。これが議会制民主主義の国家。国交省の皆様方は何をしているかということ、私がこんなことを言うのはおかしいのですが、この政策を実行するため、政治家が政策を実行するためのことを委託されているわけですね。それで、その仕事を委託されているものだから、その仕事をしているのが今のこの整備計画だというふうに私は思っておりまして、まさに民間主導で行われていると考えても、何らおかしくないわけです。

あえて申し上げますが、郵政民営化が再び大変な問題になってまいりました。この郵政民営化をしたのは誰ですか。小泉さんではありません。これは国民ですよ。あれだけ、チルドレン初め、小泉首相が解散をして郵政民営化を国民に問うたわけですね。その結果、あれだけのなだれ現象で現在の政権が勝利をしたんです。しかし、これを選んだのは国民ですから、これは国民が全面参加をして決めたということで、何か小泉さんがひとりでやったように言っておるような人が最近出てきておりますが、あれはおかしな話。国民がやっているんです。政治家がやっているのではないんです。というふうに私は考えております。

ということで、国交省の皆さんは政策として当県の実行を委託されておるわけでありますので、一部の心ない政治家の言動にはまどわされることなく、専門技術家集団としての強い気概と誇りを持って国民や県民を、特にこの問題につきましては徳島県民のために

時代に合致したベストの整備計画、もちろん治水・利水・環境整備を含めての上であります。今後進めていただけるように、切にお願いを申し上げまして、まことに簡単であります。私の意見発表といたします。どうもありがとうございました。

○河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

それでは、公述人 の方、壇上へお上がりください。公述人 の方、公述をよろしく願いいいたします。

○公述人

吉野川市から参りました。と申します。最後の公述となります。皆さんお疲れでしょうけれども、どうぞよろしく願いいいたします。

私は整備計画原案について、一番大切な策定の理念であるとか、人間を含めた生物多様性とか、重要なテーマ、公述したいテーマはたくさんあるのですけれども、今日は治水、その中でも内水対策がこの原案の中で極めて不十分であるという点に絞って公述させていただきます。

このたびの整備計画原案では、おおむね30年間の治水目標を、平成16年23号台風と同規模の洪水に対し、吉野川による浸水被害を防止することを目標とした整備を実施するとしています。私はこれを吉野川のはん濫による浸水被害だけでなく、現実に即して吉野川のはん濫及び内水被害を防止することを目標とした整備というところに変更してもらいたいのです。

この台風では、ご記憶に新しいと思いますけれども、流域各地で5日間、平均300mm以上の雨が降り、私の住んでいます吉野川市でも多くの床上浸水、床下浸水が発生しました。実際の台風23号被害の状況をここで詳しく見てみます。これは、国交省の徳島河川国道事務所のホームページに出ている図をここに持ってきました。先程示されました旧吉野川の図は、浸水の予想図ですけれども、これは23号台風が実際に起こった被害の図です。

まずこれ、上流からなんですけれども、池田から三好、三加茂までがこれです。赤いところが23号台風、洪水の浸水箇所です。この赤い部分がそうです。実際の浸水箇所です。水色で示されていますけれども、この水色のところが外水による被害、つまり堤防がなく本川があふれたことによる浸水です。黄色いところが内水による被害のところ。この辺、上流では内水被害は、この部分では少なくなっています。

次を見てみます。これは三加茂町からずっと下って行って美馬町、半田町までの図で

す。同じく青いところが外水による被害、内水が黄色くなっています。少し内水が増えていきます。この三角になっているところがどちらとも言えない地区です。

次に行きます。これが貞光、美馬町から穴吹、基準点のところ、岩津という洪水の基準のところまでの図です。だんだんと内水被害が増えてきています。大きなところでは、内水被害の戸数、後ろの方は見えにくいと思いますが、この辺では床上が1戸、床下が2戸という感じで、ここでは床下が2戸。1戸とか2戸とか大変だった、ここが一番大きいところですね。床上13、16、この辺が、床下浸水が26戸というふうになっています。

次が、ここから下流は基準点、岩津の下流で阿波町の勝命地区というところ以外は、吉野川の本川のほうは堤防がすべて完成しているので、この辺が無堤地区だと思うんですが、内水外水、これ分けてありませんけれども、ほとんどが内水被害となっています。私の家はこのあたりになるのですが、山川町では床上浸水は112戸、このあたりは床上浸水41戸、阿波町のほうでは23戸、それぞれ23戸、88戸ということで、この辺は床上浸水がひどいところでした。

さらに下流に下っていきます。内水被害はだんだん拡大していきまして、吉野川市鴨島町、床上が132戸も出ています。石井のほうでは床下が471戸で、これは飯尾川の流域です。この辺は床下浸水が43戸、床上が4戸となっています。

最後が徳島市なんですけれども、床上が538戸、床下が428戸という、こういう状況が実際の23号台風の被害です。

当時私は、私の山川町内で浸水に遭ったお宅を実は一軒ずつ、ほとんどすべての家を訪ねて歩きました。そして皆さんの声を聴きました。こういう声を聴いて、行政に反映することは非常に大事なことで、多分国交省の皆さんも同じようなことはされていると思うのですが、そのときの思いで今ここに立たせていただいています。

床上浸水というのはどういうことかという、家じゅうが泥だらけになって、家具や電化製品は使い物にならなくなります。畳とか壁は、一回浸水しますと、乾いても元に戻るわけではなくて、皆さんよく御存じだと思いますけれども、もう使いものになりません。車が水に浸かってだめになったおうちもたくさんありました。旧吉野川は先程たくさん意見が述べられていますので、ここで少し省略させていただきますけれども、これは内水の被害に遭ったところをちょっと写真撮らせていただきました。山川町の、この堤防よりこっちは吉野川です。県管理のポンプ場がこっちにあるんですけれども、この機能が不十分で床上がたくさん出ています。

これを集計してみました。足し算して、計算機で3回やったので多分合っていると思うのですが、岩津より上流の外水、ここは上流の内水です。岩津上流では外水と内水と大体同じぐらい、合計246、236戸出ています。それで、岩津より下流では外水不明となっているのですが、先程述べました阿波町の勝命地区なので、少しこの数字が、岩津下流の内水の数字が少しこっちに移行してくると思うのですが、少しあります。

このように岩津下流では内水の床上が935、床下が1226という、本当に実際大変な被害がありました。これをグラフにしてみます。旧吉野川のほうは床上が370、床下が734ということで、先程述べられましたように、大変な被害があり、これは堤防無堤地区もあり、旧堤防で低いところもあり、内水と外水が混在しているのではないかと予想します。これをグラフにしますとこうなります。岩津上流の外水、内水がこれだけ。岩津の下流の内水はこんなに被害があるんですね。

以上のことから、今後30年間の計画における治水という大きなテーマの中で、上流の無堤地区や旧吉野川について、堤防の効果が大きい箇所については環境に配慮した堤防位置を決定した上での築堤が必要となるでしょう。先程、の方が公述されましたけれど、内水被害を視野に置いた築堤をするということを、岩津上流では必要だというご意見がありましたけれども、素晴らしいご意見で、私も賛同いたします。でも、この数を見てみると、外水被害よりも、より被害の戸数で多かった内水にもそれ相応の対策が必要なのは言うまでもないと思います。

現状では、34の内水地区に対して15カ所の排水ポンプ場が設置済みです。ところが、この計画の原案がどうなっているかを見てみると、この原案に明記されている内水被害対策はこうです。「ソフト事業、ハザードマップ公表や水害展による啓発活動等」、これは非常に重要なことです。

次に、排水ポンプ車の配備。台数の記載はありません。「15カ所の排水ポンプ場の老朽化や機能低下に対し、必要に応じ適正な対策を実施する。浸水被害が著しい地区について、排水ポンプ場の新設・増設など、必要な対策を実施する」とあるのみで、具体的な対策箇所、整備内容は示されていません。

予算について聞いたところによりますと、堤防整備に約1800億円かけるのに対し、内水対策には、今30億円と、単純に比較はできませんけれども、60分の1の額にとどまっています。計画は余りにも堤防整備に偏り過ぎていると言わざるを得ません。

中流域、下流域の住民にとって、内水対策は緊急に実施してほしいにもかかわらず、

この切実な要望、意見は反映されていません。台風23号による内水被害の箇所や被害状況、要因分析など、流域の市町村とともに早急に行い、整備の優先順位を明確にし、日程まで含めて原案に具体的に記すべきです。これは、実際16年の台風から4年以上たっているわけですから、既に終わっていてほしかったという思いもあります。

例えば、この原案に30年を5カ年ごとに区切って整備箇所を明記するなど、住民の声を取り入れ、堤防整備、内水対策、バランスのとれた整備計画に変更するべきだと思います。このように内水対策が貧弱であることは、原案の大きな欠点、問題点であり、このことは台風23号で非常に大きな洪水被害をこうむった中・下流域の住民の思いに背くものだと思います。堤防護岸整備に偏った整備計画が進められると、吉野川の自然環境に大きな影響が出ますが、ポンプ場の増強などは全くと言ってよいほど環境への影響が少ないのに大きな治水効果を生むということもあります。

住民の意見を聴く会で、私は何度かこの趣旨の発言をさせていただきました。他の方からも同じような声が出ています。学識者や流域首長の会でも同じような意見が出ました。ところが、それにもかかわらず、原案には反映されていないのはどうしてでしょうか。今、実際、吉野川水系工事实施基本計画という、まだこれは生きている計画と思うんですけども、それに基づいて工事が着々と進められているわけですが、その旧来の計画とは違う、平成9年の河川法の改正に基づいて、環境と住民参加という新しい理念が加えられる、この新しい基本計画の策定に大変期待しています。

住民から約2700の意見が出されました。それに対し、国交省は今考え方として示しただけで、多くの意見が反映されていないと思います。この公聴会で改めて意見を聴いて計画に反映するということに、今度は期待してもいいでしょうか。

河川法の引用をさせていただきます。河川法16条の2、第4項です。「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」。本当に住民の意見を反映した計画となりますように、重ねてこの場で公述させていただきまして、私の意見を終わりたいと思います。ありがとうございました。

閉会

○河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、公述人による公述を終了させていただきます。公述の皆様、大変ありがとうございました。また、傍聴人の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

本日いただきました公述意見につきましては、要旨を取りまとめまして、ニュースレターとして流域の皆様にご報告させていただきます。なお、今回の公聴会内容につきましては、本日公述できなかった方も含め、すべての公述意見及び発言内容、配付資料について、個人名、不適切な発言等を除き、後日吉野川水系河川整備計画ホームページにて公表させていただきます。

また、本日の公聴会をお聴きいただいた上でご意見、ご質問がある場合には、配付しております意見記入用紙、もしくは意見募集チラシにご記入の上、提出していただければ、パブリックコメントとして取り扱わせていただきます。意見記入用紙につきましては、受付の回収箱へ投函してください。また、はがき付きの意見募集チラシにつきましては、3月15日までに郵送等にて送付をよろしくお願いいたします。

本日公述できなかった方も含めて、すべての公述意見及び会場の方々からお書きいただきましたご意見、並びにパブリックコメントにつきましては、後日整理させていただき、四国地方整備局の考え方を付して公表させていただくとともに、今後の整備計画案作成においてできる限り反映させていただきます。

それでは、以上をもちまして公聴会を終了させていただきます。皆様、お気をつけてお帰りください。本日はまことにありがとうございました。

〔午後 4時21分 閉会〕